

ネット上のトラブルとその対応について

2020年7月29日 改訂（第2版）

目次

はじめに

はじめに	．．．．．	P2
------	-------	----

第1章 ひなた子どもネット相談の活用について

ひなた子どもネット相談とは	．．．．．	P4
ひなた子どもネット相談への投稿方法	．．．．．	P5
ひなた子どもネット相談利用状況	．．．．．	P8
目安箱投稿事例	．．．．．	P9
各掲示板の削除申請方法	．．．．．	P11
ひなた子どもネット相談での削除申請閲覧方法	．．．．．	P12

第2章 インターネット社会の光と影

インターネット社会「光」の部分	．．．．．	P18
インターネット社会「影」の部分	．．．．．	P19
影の部分への対応	．．．．．	P20

目次

情報モラル・マナー育成	．．．．．	P21
インターネット上の違法・有害情報への対応	．．．．．	P23
情報発信への対応	．．．．．	P28
情報モラル関連サイト	．．．．．	P31
まとめ	．．．．．	P33

第3章 令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査

青少年のインターネット利用状況	．．．．．	P35
年齢別のインターネット利用状況	．．．．．	P38
インターネット利用に関するルールの有無	．．．．．	P40
子供のインターネット利用に関する保護者の取り組み	．．．．．	P41
インターネットに関する啓発や学習の経験	．．．．．	P42
まとめ	．．．．．	P44

目次

第4章 スマートフォン利用のリスクと対策

スマートフォンをとり巻く環境	．．．．．	P46
フィルタリングサービスを利用しよう	．．．．．	P47
セキュリティ対策	．．．．．	P55
スマートフォンの情報漏えい対策	．．．．．	P62
スマートフォン利用における関連サイト	．．．．．	P63
スマートフォンの便利さと注意点	．．．．．	P64
インターネットトラブル事例と解説	．．．．．	P102
まとめ	．．．．．	P103

第5章 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ	．．．．．	P105
いじめ・誹謗中傷等の事例と解説	．．．．．	P106
インターネットトラブル関連サイト	．．．．．	P112
動画投稿サイトに潜む危険	．．．．．	P114

目次

YouTube（ユーチューブ）	．．．．．	P116
TikTok（ティックトック）	．．．．．	P117
ニコニコ動画	．．．．．	P118
まとめ	．．．．．	P119

第6章 SNSを安全に利用するために

SNSとは	．．．．．	P121
LINE（ライン）	．．．．．	P122
LINE（ライン）を安全に利用するために	．．．．．	P123
Facebook（フェイスブック）	．．．．．	P124
Facebook（フェイスブック）を安全に利用するために	．．．．．	P125
Twitter（ツイッター）	．．．．．	P126
Instagram（インスタグラム）	．．．．．	P127
SNSに関する事件について	．．．．．	P128
まとめ	．．．．．	P129

目次

おわりに

おわりに	．．．．．	P131
------	-------	------

用語解説

用語解説	．．．．．	P133
------	-------	------

はじめに

はじめに

児童・生徒を取り巻く情報社会について

近年、メディアの発達が目覚ましく、とりわけインターネットは世界をつなぐメディアとして進化し、いつでも、どこでも、情報にアクセスできるユビキタス社会（※1）が現実のものとなりつつあります。

携帯電話の普及とともに、インターネット社会が加速的に進展している現在、インターネットでの情報収集等により、趣味が広がったり、活動の範囲が拡大するといった子どもたちへの好影響が見られています。その一方で、インターネット等を通じて提供される有害情報により子どもたちが犯罪に巻き込まれたり、場合によっては加害者になるなどの被害や、インターネット上の「掲示板」への匿名の書き込みによる誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分の問題という、従来の子どもの社会にはなかった問題が新たに生じています。

子どもたちにとっての携帯電話、インターネット社会について、さまざまな角度から考察するとともに、その現状や課題などをご紹介します。

※1 ユビキタス社会 …… 生活や社会のいたるところにコンピューターが存在し、人間がいつでもどこでもコンピューターにアクセスできる社会のこと

～第1章～

ひなた子どもネット相談の活用について

ひなた子どもネット相談とは

ひなた子どもネット相談とは

ひなた子どもネット相談とは、ネット上のいじめや学校非公式サイト等に関する情報窓口です。

情報収集を行うとともに、いじめ被害等に関する相談に応じています。

こんなときには、投稿をお願いします

宮崎県下の児童・生徒・保護者および学校からパソコンや携帯電話を使用したインターネット上の誹謗中傷や嫌がらせによるトラブル等について相談を受け、アドバイスを行うことにより、インターネット上のいじめや誹謗中傷等の問題解決を図ります。

【学校】

ホームページを見ていたら児童生徒の悪口が書いてあるページを見つけた

【児童・生徒】

ネット掲示板に自分の写真が勝手に掲載されているので削除したい

【保護者】

子どもからネットいじめについての話を聞いた

ひなた子どもネット相談への投稿方法①

①ひなた子どもネット相談へアクセス

URL : <http://hinatakodomo.miyazaki-c.ed.jp/>

ひなた子どもネット相談 



君の声を届けよう。

じどうせいと
児童生徒はこちら

ほごしや
保護者はこちら

せんせい
先生はこちら

さくじょいらいほうほう
削除依頼方法

しつもん
よくある質問

ひなた子どもネット相談への投稿方法②

②「投稿の方法」をクリック

下記、赤枠線で囲まれている箇所が該当の箇所になります。

ひなた子どもネット相談 



じどうせいと
児童生徒はこちら

ほごしゃ
保護者はこちら

せんせい
先生はこちら

さくじょいらいほうほう
削除依頼方法

よくあるしつもん
質問



■「投稿する」を
押下してください。



ひなた子どもネット相談への投稿方法③

③入力フォームへ投稿内容を記入

報告したい内容を記入してください。返信が必要な場合は、投稿者のメールアドレスも記入してください。入力が終了したら、確認ボタンを押下して完了です。

ひなた子どもネット相談 

相談や投稿したい内容（「※」以外のところは、記入しなくてもいいです。）

報告したい学校名	
※報告したいこと	※ここは必ず書いてください
報告したい画像	ファイルを選択 選択されていません  SNSの スクリーンショットなど いじめに関係する画像を 登録してね！
あなたの情報	☐ 児童・生徒 ☐ 保護者 ☐ 教職員 ☐ 一般
あなたの名前	
性別	☐ 男 ☐ 女
メールアドレス	
確認用メールアドレス	

※携帯電話のメールアドレスを入力した場合は、事前に「ドメイン指定受信を解除する」又は「ドメイン指定受信に『@pref.miyazaki.lg.jp』を設定する」ことにより、メールが受信できるようにしてください。

ひなた子どもネット相談利用状況

ひなた子どもネット相談アクセス件数

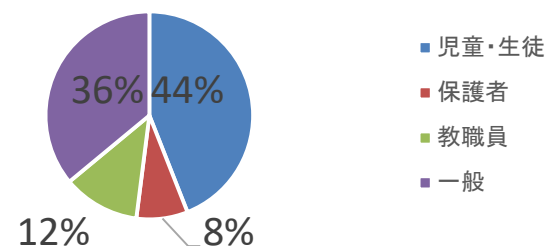
集計期間：平成31年4月1日 ～ 令和2年3月29日

ひなた子どもネット相談トップページへのアクセス : 1,489 件
 投稿画面へのアクセス数 : 169 件
 目安箱への投稿数 : 24 件

投稿内容の内訳【投稿者区分】

投稿者区分	件数	割合
児童・生徒	11件	44.0%
保護者	2件	8.0%
教職員	3件	12.0%
一般	9件	36.0%
合計	25件	100.0%

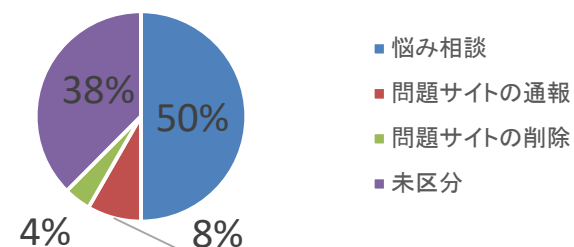
投稿者区分



投稿内容の内訳【相談区分】

投稿者区分	件数	割合
悩み相談	12件	50.0%
問題サイトの通報	2件	8.3%
問題サイトの削除	1件	4.2%
未区分	9件	37.5%
合計	24件	100.0%

相談区分



目安箱投稿事例①

ひなた子どもネット相談投稿例

投稿例①

投稿日時：平成24年11月

投稿者：児童・生徒

内容：「某掲示板にて、本人の許可を得ずに名前を出したり(一応イニシャルと漢字で投稿していたが、一部の生徒には丸分かり)、陰口を書き込んでいる」等の誹謗中傷報告

対応：当該掲示板の書き込み内容が第三者では閲覧できない状況であったため、投稿者の学校へ情報提供を行うとともに、モラル指導を依頼

投稿例②

投稿日時：平成24年9月

投稿者：保護者

内容：「自分の子どもがネット上にていじめを受けている」等の誹謗中傷・相談報告

対応：教育事務所や教育委員会へ状況報告を行うとともに、対応を取っていただくよう依頼

目安箱投稿事例②

ひなた子どもネット相談投稿例

投稿例③

投稿日時： 平成24年5月
投稿者： 教職員
内 容： 「本校の生徒について、実名での中傷メールが某掲示板へ書き込まれているため、削除の方法を教えてください」等の削除方法申請
対 応： 当該掲示板の削除方法を通知するとともに、ひなた子どもネット相談にその他の掲示板削除申請方法を掲載している旨を報告

投稿例④

投稿日時： 平成24年9月
投稿者： 一般
内 容： 某学校の生徒がこれから暴力を振るおうとしている件についての相談
対 応： 当該学校へ情報提供を行い対応を取っていただくよう依頼

各掲示板の削除申請方法

各掲示板の削除申請方法について

ネットいじめひなた子どもネット相談では、掲示板へ誹謗中傷などの書き込みがあった際に削除申請が行えるように、各掲示板の削除申請方法をまとめています。

削除申請を掲載している掲示板について

- ① Twitter（ツイッター）
- ② Ameba（アメーバ）
- ③ Facebook（フェイスブック）
- ④ LINE（ライン）
- ⑤ Instagram（インスタグラム）
- ⑥ TikTok（ティックトック）
- ⑦ YouTube
- ⑧ あげじゃぱん-全国中学校裏サイト-
- ⑨ 爆サイ.com

これらの掲示板は、本事業の中で実際に実名投稿のあった掲示板を中心に、削除申請手順を作成しています。

今後も他の掲示板の削除申請手順を追加していく予定です。追加してほしい掲示板があれば、ご連絡ください。



ひなた子どもネット相談での削除申請閲覧方法①

①ひなた子どもネット相談へアクセス

URL : <http://hinatakodomo.miyazaki-c.ed.jp/>

ひなた子どもネット相談 



君の声を届けよう。

じどうせいと
児童生徒はこちら

ほごしゃ
保護者はこちら

せんせい
先生はこちら

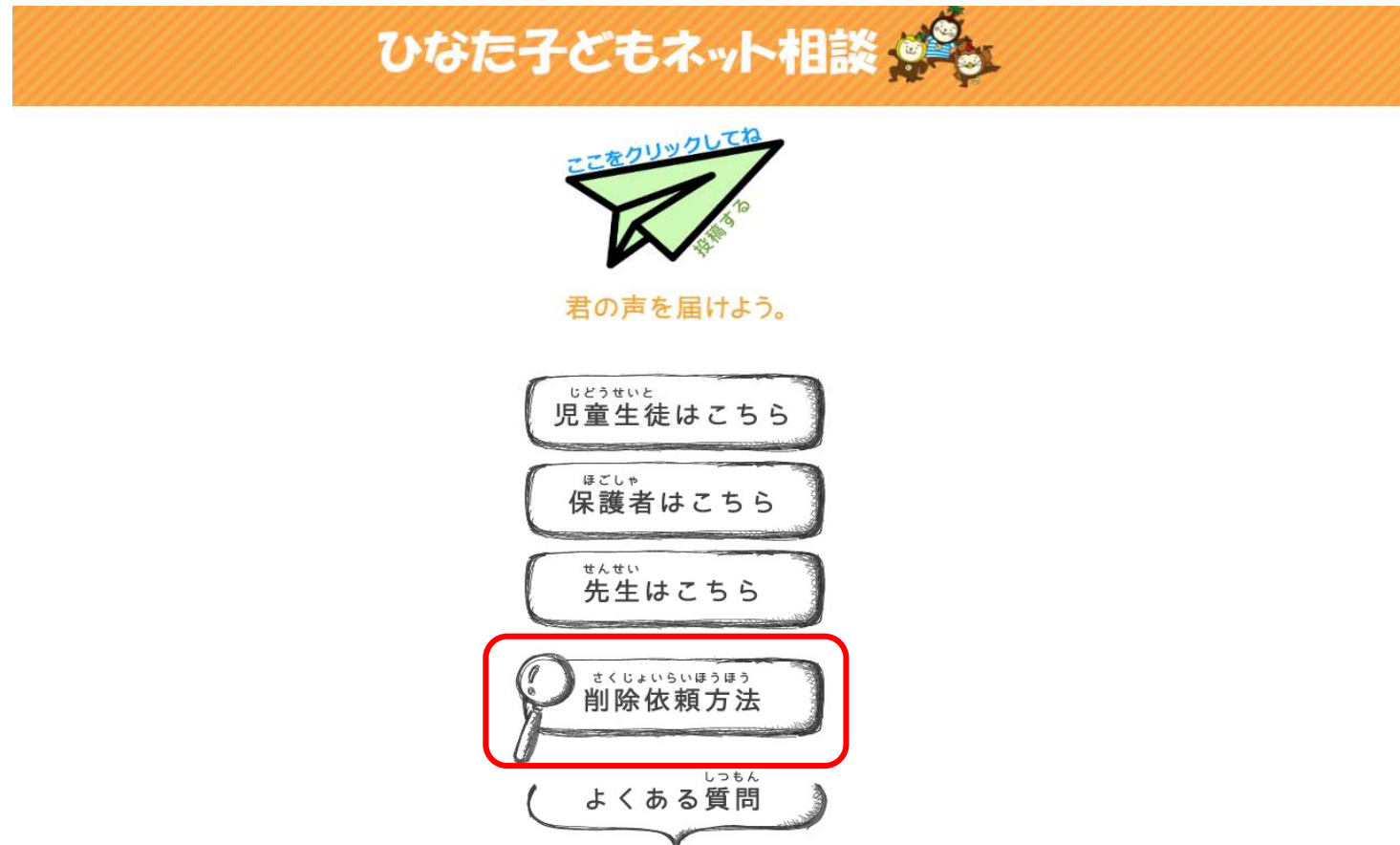
さくじょいらいほうほう
削除依頼方法

よくある質問

ひなた子どもネット相談での削除申請閲覧方法②

②「目安箱通信・削除依頼方法等」をクリック

下記、赤枠線で囲まれている箇所が該当の箇所になります。



ひなた子どもネット相談での削除申請閲覧方法③

③「各サイトの削除依頼方法」をクリック

下記、赤枠線で囲まれている箇所が該当の箇所になります。

[プロバイダ責任制限法](#)

「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に削除要請の手順と様式が記載

各サイトの削除依頼・違反報告

[Twitter \(ツイッター\)](#)

[Ameba \(アメーバ\)](#)

[Facebook \(フェイスブック\)](#)

[Facebookのアカウントを持っていない場合](#)

[Facebookのアカウントを持っている場合](#)

[LINE \(ライン\)](#)

[Instagram \(インスタグラム\)](#)

[TikTok \(ティックトック\)](#)

[You Tube \(194KB\)](#)

[あげじゃぱん-全国中学校裏サイト- \(201KB\)](#)

[爆サイ.com \(568KB\)](#)



ひなた子どもネット相談での削除申請閲覧方法④

④ユーザ名およびパスワードを入力

下記、ポップアップメッセージが出力しますので、ユーザ名およびパスワードを入力します。

※ユーザ名およびパスワードについては、県教育委員会より事前通知しています。



meyasubako.miyazaki-c.ed.jp へ接続

Input ID and Password. のサーバー meyasubako.miyazaki-c.ed.jp (こはユーザ名とパスワードが必要です。

警告: このサーバーは、ユーザ名とパスワードを安全ではない方法で送信することを要求しています (安全な接続を使わない基本的な認証)。

ユーザ名(U):

パスワード(P):

☐ パスワードを記憶する(R)

OK キャンセル

ユーザ名やパスワードが不明な場合は、
以下へ問い合わせをお願いします。

宮崎県教育庁人権同和教育課

生徒指導・安全担当

TEL : (0985) 26-7238



ひなた子どもネット相談での削除申請閲覧方法⑤

⑤削除依頼を行いたい掲示板名をクリック

各掲示板の削除依頼手順については、リンク先ページまたは、PDFファイルでまとめています。

各サイトの削除依頼・違反報告

Twitter (ツイッター) 

Ameba (アメーバ) 

Facebook (フェイスブック)

Facebookのアカウントを持ってない場合 

Facebookのアカウントを持っている場合 

LINE (ライン) 

Instagram (インスタグラム) 

TikTok (ティックトック) 

 You Tube (194KB)

 あげじゃぱん-全国中学校裏サイト- (201KB)

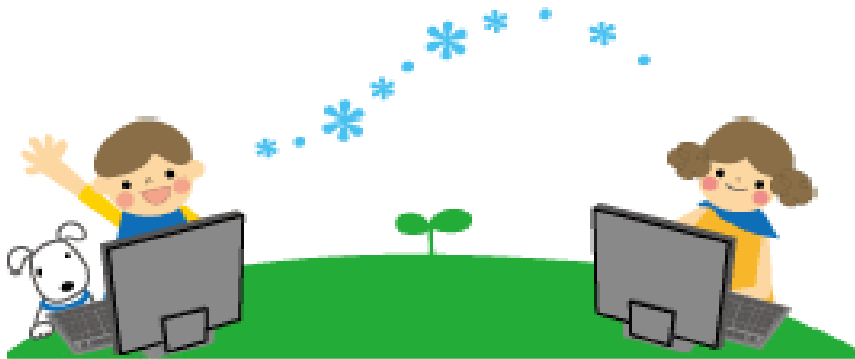
 爆サイ.com (568KB)

～第2章～
インターネット社会の光と影

インターネット社会「光」の部分

光の部分を知り、積極的に活用することにより、プラスの効果을あげることができます。

- ① 子どもの興味・関心・意欲の向上
- ② 子どもの自己表現力の育成
- ③ 自発的な学習の促進
- ④ 共同学習による学びの広がりと深化
- ⑤ 授業改善の手段
- ⑥ 情報発信により得られる外部評価
- ⑦ コミュニケーション活動の増大
- ⑧ 情報の受発信に伴う責任感



インターネット社会「影」の部分

影の部分を見直し、マイナスの要因を減じるように対応することが必要です。

誤った情報や不適切な情報の受信・発信

- ① 誤った情報や作為的に変造された情報の存在
- ② 健全な育成を妨げる違法・有害情報の存在

子どもたちの心身の健康に与える影響

- ① 人間関係の希薄化や子どもたちの生活体験・自然体験の不足
- ② 仮想社会と現実社会との区別
- ③ 人々とのふれあいや心の交流の欠乏
- ④ 人間が機械に使われるかのような状況

被害者や加害者になる可能性

- ① いたずらメールなどの迷惑行為の発生
- ② 個人情報や目的外の用途に流用される可能性
- ③ 他人が本人になりすまし、犯罪を犯す可能性

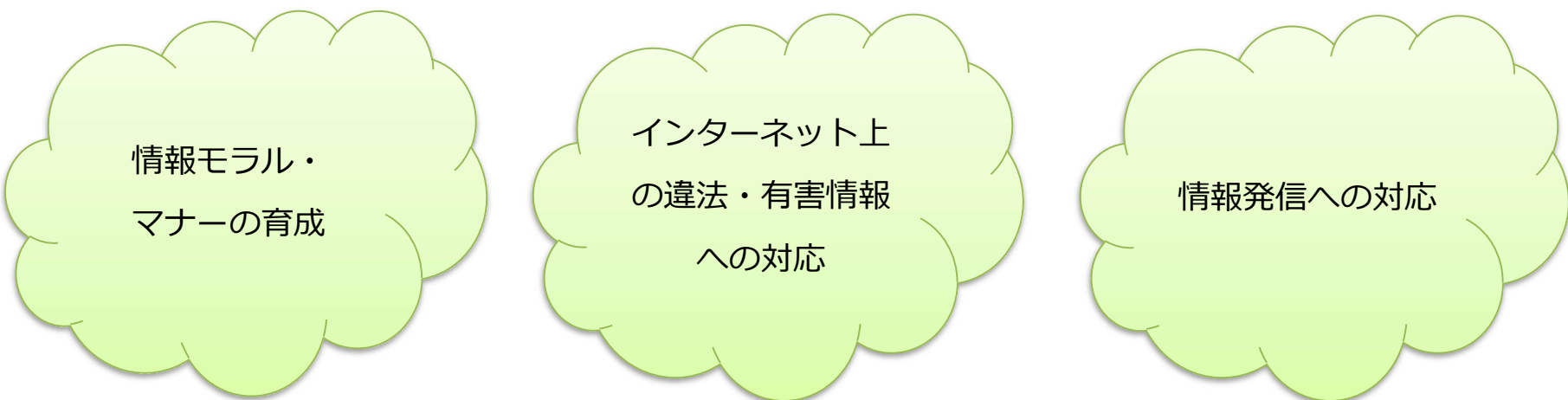


影の部分への対応

影の部分への対応

インターネット上で公開されているホームページは、子どもにとって有益なものばかりではありません。子どもたちが安全にインターネットを利用できるようにしなければなりません。そのためには、指導に当たる教師が、インターネットを正しく理解するとともに、子どもには自分の身を守る方法を教えておく必要があります。

また、コンピュータやインターネットが家庭にも普及している現在、影の部分についての課題は、学校だけの問題ではなく、家庭や地域社会と相互に連携・協力しあって取り組まなくてはなりません。



情報モラル・
マナーの育成

インターネット上
の違法・有害情報
への対応

情報発信への対応

情報モラル・マナー育成①

インターネットの有効活用のためには

モラルの育成

インターネットは顔の見えない、また相手がどんな人かわからないといった匿名性、覆面性を持っています。例えば、子どもの好奇心を餌にする手口で、わいせつ画像や悪徳商品を販売する罠を仕掛けているインターネットショップなどもあり注意が必要です。

有害情報の誘惑に子どもたちが陥らないようにするには、子ども自身が情報活用について正しく理解し、子どものモラル（倫理意識）を育成することが、なにより肝要です。

目的を持った活用

子どもたちが影の部分に陥るきっかけは、無目的に長時間にわたってホームページの拾い読みをしているような状況（無目的なインターネットページ閲覧など）におかれたときといえるでしょう。単にインターネットの受信や発信の仕方を教えるだけでなく、いろいろな情報に触れさせて、子ども自身に判断する力をつけさせ、自分の安全は自分で守るという意識をしっかりと身につけさせることが大切です。

また、子どもたちが目的を持って情報に働きかけ、活用するよう導くことも極めて重要です。

情報モラル・マナー育成②

罪悪感の低下防止

特にインターネットの場合、使用者が罪悪感を実感しにくいといわれます。人に迷惑をかけない、人のものは絶対に盗まないといった基本的なことを意識させて、不正行為に対する心理的抵抗感の低下を防ぐ必要があります。

情報発信の責任

誤った情報や不要な情報の受発信、特に情報発信に対する責任や相手への配慮についても、子ども自身が理解し行動できるようにすることが大切です。インターネットの社会も市民一人ひとりが責任を持つ、自己責任の社会であることを自覚することが必要です。

セキュリティ対策

インターネットでは世界中の人々と情報の伝達、共有が可能になる反面、さまざまな脅威にさらされます。したがって、インターネットを活用するためには、セキュリティ対策は必要不可欠のものです。また、それでも100%の安全はないという認識も必要です。

また、学校や教育委員会は子どもたちが安全にインターネットを活用できるように、セキュリティ対策に十分な取り組みをすることが必要です。

インターネット上の違法・有害情報への対応①

コンピュータ犯罪とネットワーク使用犯罪

コンピュータシステムのデータを盗聴したり、破壊したり、改ざんするなどの行為は犯罪です。

正当な利用権がないコンピュータに、他人のパスワードを盗用するなどして不正にアクセスしようとする行為も犯罪です。また、詐欺や人格権の侵害などの不法な行為に情報通信ネットワークが手段として使われることがあります。

このような犯罪の加害者には、罪の自覚がない者も多く、倫理観や道徳的態度の育成と同時に、何が許される行為で何がそうではないのかといった、善悪の識別についての教育が必要視されています。また、知らずに犯罪に巻き込まれて被害者になるといったことの防止のために、生活安全教育も必要です。



インターネット上の違法・有害情報への対応②

プライバシーと知的所有権の保護

私的な事柄についてみだりに他人に知られないプライバシーの権利や、著作権などの知的所有権に関してトラブルが頻発しており、社会的な認識はまだ不十分であるようです。

そのため、社会に出る準備として学校教育段階で取り上げる必要性が指摘されています。個人情報悪用する悪質な業者等もあり、個人情報の安易な漏洩の危険性については、生活安全上も備えておかねばならない知識となってきました。

情報の見極め

高度情報化により手軽に利用できるようになった膨大な量の情報は玉石混交であり、有益なものもあれば、無益なもの、また有害なものもあります。

特に有害情報の問題は、子どもたちの心身の健全な発達に悪影響を与える種類の情報に関して、周囲の者が必要な保護を与えると同時に、子どもたち自身が的確に見るべき情報か否かを判断できる、情報判断力を育成する必要があります。

そのほか、不正確な情報や詐欺情報などに備えて、情報を利用する際の自己責任に関する自覚を持たせたり、物品購買に関するトラブルに備えるために、契約制度の理解など消費者安全教育も必要です。

インターネット上の違法・有害情報への対応③

有害情報サイトへのアクセス問題

インターネット上には多くの有益な情報がありますが、中には、性的な行為や残虐な行為、反社会的な行為を扱っていて、子どもたちが見るのに不適切なサイトもあります。

また、人は一般に、活字や画面になったもの、マスコミで紹介されたものを無条件に信用しやすい傾向があります。さらに、一方の立場からのみ見た偏向している情報も多く、そのような情報の扱いには注意が必要です。

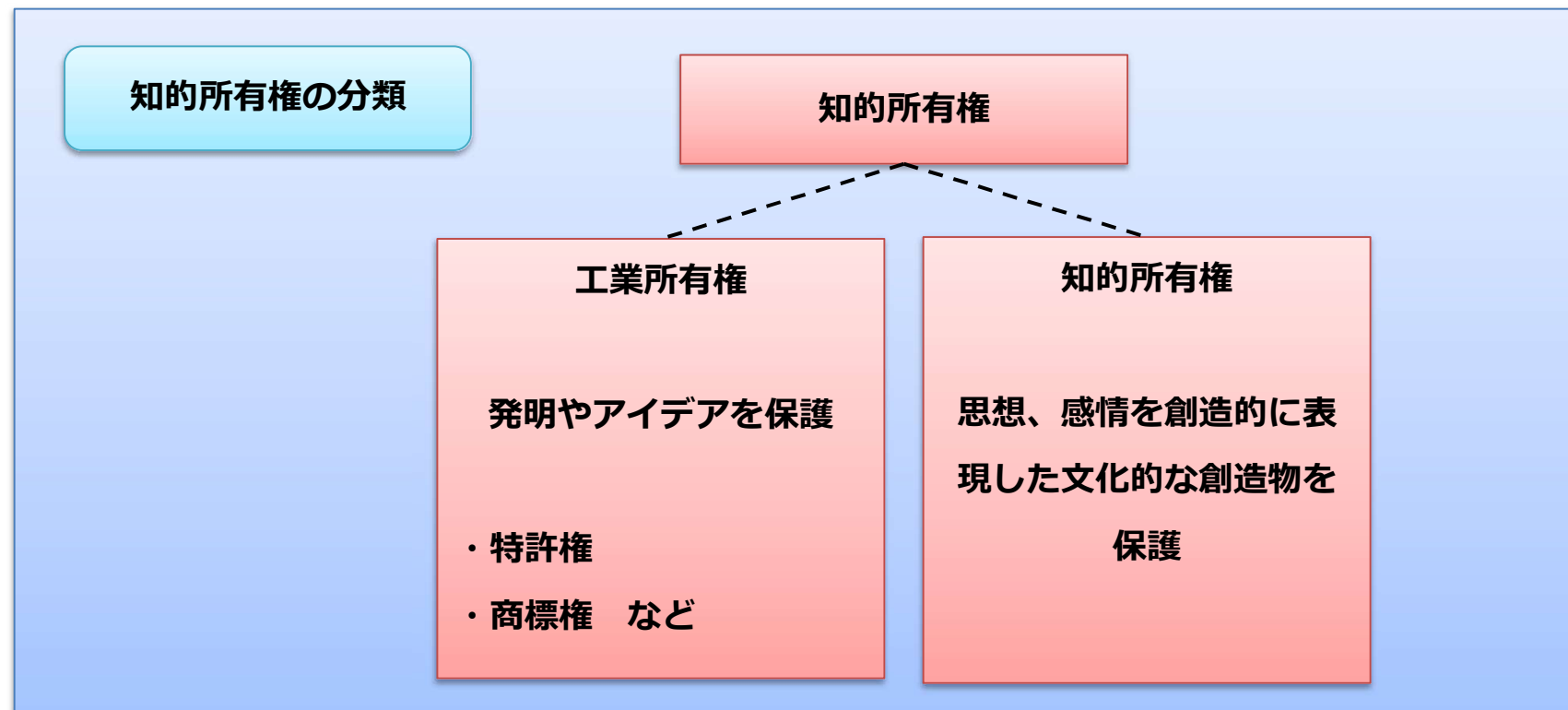
【児童生徒に有害と考えられる情報の例】

社会的安全保障	兵器（爆弾）製造、違法な薬物製造、テロ活動、排他的政治結社、カルト信仰
犯罪、不法行為	犯罪の奨励、犯罪手口の開示、詐欺行為、不正販売
人権	人種差別、性差別、中傷、著作権侵害
安全性信頼性	デマ、誤報、誤解や偏見を与える情報、不正確・未確認情報
身体的精神的健康	薬物乱用、暴力、ポルノ、過度の恐怖、退廃的嗜好

インターネット上の違法・有害情報への対応④

著作権・知的所有権の侵害問題

知的所有権には大きく分けて、特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった、発明やアイデアなどを保護する「工業所有権」と、人間の思想、感情を創作的に表現した文化的な創作物を保護する「著作権」があります。



インターネット上の違法・有害情報への対応⑤

工業所有権は登録しなければ権利が発生しませんが、著作権は権利を得るための手続きを行わなくても著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。権利は著作者の死後50年まで保護されます。

文章や絵、アニメや漫画のキャラクター、新聞記事、写真、地図、講演、音楽、ビデオ、データベース、コンピュータプログラムなどは著作権によって保護されています

【著作権と著作物】

著作権の種類	内容
言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演 など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など。美術工芸品も含む
建築の著作物	建造物自体。設計図は図形の著作物
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフトなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム
二次的著作物	上表の著作物（原著作物）を翻訳、編曲、変形、翻案し作成したもの
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集などの編集物
データベースの著作物	データベース

情報発信への対応①

子どもが被害者や加害者にならないためには

子どもがインターネットを利用する場合、犯罪や不正行為の被害者にならないように心がけることが大切です。被害を受ける可能性があるのは、インターネットショップ（物品販売広告）を掲載しているホームページや電子掲示板などで、わいせつ・自殺を称賛する内容などの閲覧、薬物など禁制品の購入、誹謗中傷、不正アクセス（※1）などがあります。

インターネットを利用する上で被害者にならないようにするには自分の行為が犯罪や社会的非難を受ける行為であるかないかを自ら判断できるようにすることが必要です。

情報の受け手としての問題

インターネットを特別視しない

指導上の重要な考え方の基本として、現実社会において犯罪や社会的非難の対象となる行為は、インターネットを活用する上においても同様であり、他人に迷惑をかけたり、法に触れる行為は絶対に行ってはならないことを身に付けさせることです。

学校の教育活動全体を通して、そして、インターネットを使った学習の際にも、善悪の判断、社会生活上のルールを守ろうとする態度が育成されるよう配慮しなければなりません。

※1 不正アクセス …… 他人のIDやパスワードなどを不正に使用してコンピュータ・ネットワークに無権限で侵入したり、権限を越えて侵入すること

情報発信への対応②

子どもが自ら判断する力をつける

インターネットの活用では、子どもが被害者にならないよう、子どもの発達の度合いに応じた効果的な指導を行っていくことが必要です。「インターネットを利用する上でどのような行為が犯罪や社会的非難の対象とされているか」、また、「どのような手口の犯罪等により被害を受けているか」などの実態やそれらに基づくインターネット活用上の注意事項を踏まえつつ指導を行うことです。

児童生徒に対する指導に当たって、有益な情報を有する警察などの関係機関、団体などと連携をはかることも必要です。

情報の送り手としての問題

情報発信の責任と相手への配慮

インターネットでの情報伝達では、相手のことがわからないまま不特定多数の人とのコミュニケーションをすることになります。直接話しをするときや電話での会話などでは、相手の顔の表情などで感情や気持ちを自然に伝えたり理解したりすることが可能ですが、インターネットで情報を発信するときは、それができません。

インターネットの画面は、多くの人がいろいろな考えや立場で情報を見ていることを常に意識し、情報による被害者や加害者にならないため、個人情報の取り扱いなどに注意することです。

情報発信への対応③

教育現場における個人情報保護を理解する

学校は公の機関であり、一人ひとりの教員は、児童生徒に関する個人情報を外部に公表してはなりません。インターネットを利用する場合には、これまで以上に個人情報の保護に配慮しなければなりません。

個人情報の取り扱いに注意

**不必要な
プライバシーの
開示や聞き出しを
しない**

他人のプライバシーの保護

(他人の情報を盗んだり、
いたずらしたり、また得た
情報を勝手に公開しない)

著作権の尊重

(ソフトウェアや画像デー
タなどには必ず著作権が認
められており、たとえ善意
であっても勝手に利用でき
ないことや送信したりアッ
プロードすることが禁止さ
れていることを理解する)

人のいやがることをしない

(インターネットなどの情
報活動でも日常生活と同じ
ように、人を中傷したり、
いたずらなどをしたりして、
相手に不愉快な思いをさせ
ることはマナー違反である
ことだけでなく、名誉毀損
になることもある)

情報モラル関連サイト

- 情報モラル指導ポータルサイト ～やってみよう情報モラル教育～
<http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/nerai/index.html>
- すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド
http://kayoo.org/moral-guidebook/pamph_pdf/index.html
- インターネットを利用するためのルールとマナー集（こども版）
<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/v2/>
- インターネットを利用するためのルールとマナー集（教師・保護者版）
<http://www.iajapan.org/rule/rule4child/a-index.html>
- 情報モラル部会
<http://www.sendai-c.ed.jp/~moral17/index.html>

情報モラル関連サイト

- 小学館 インターネットのルールとマナー

<http://family.shogakukan.co.jp/kids/netkun/manners/index.html>

- e-ネットキャラバン（パンフレット）

https://www.fmnc.or.jp/Portals/0/resources/enet_caravan/

- ひなた子どもネット相談 情報モラル教育関連のサイト集

<http://meyasubako.miyazaki-c.ed.jp/teacher.html>

※e-ネットキャラバン

e-ネットキャラバンはインターネットの安心・安全な利用のために、保護者や教職員をはじめ、小中高生向けに実施するe-ネット安心講座によるガイダンスです。総務省、文部科学省などの協力を得て、全国規模で講師を派遣する出前講座を行っています。PTAの会合や勉強会学校における情報モラル教育の一環として是非ご活用ください。

まとめ

- インターネットは、これまでに大変な勢いで普及して、現代社会には、なくてはならないものになっている。
- インターネットはさらに進化して、新しい社会を作りつつあり、私たちが生活するうえで必要な様々なことが、インターネットによって支えられている。
- インターネットには「光」と「影」の両面があることをきちんと理解し正しい知識を身につける必要がある。
- 社会的にしてはいけないことは、ネット上でもしてはいけないという「道徳観」を持つことが大切である。

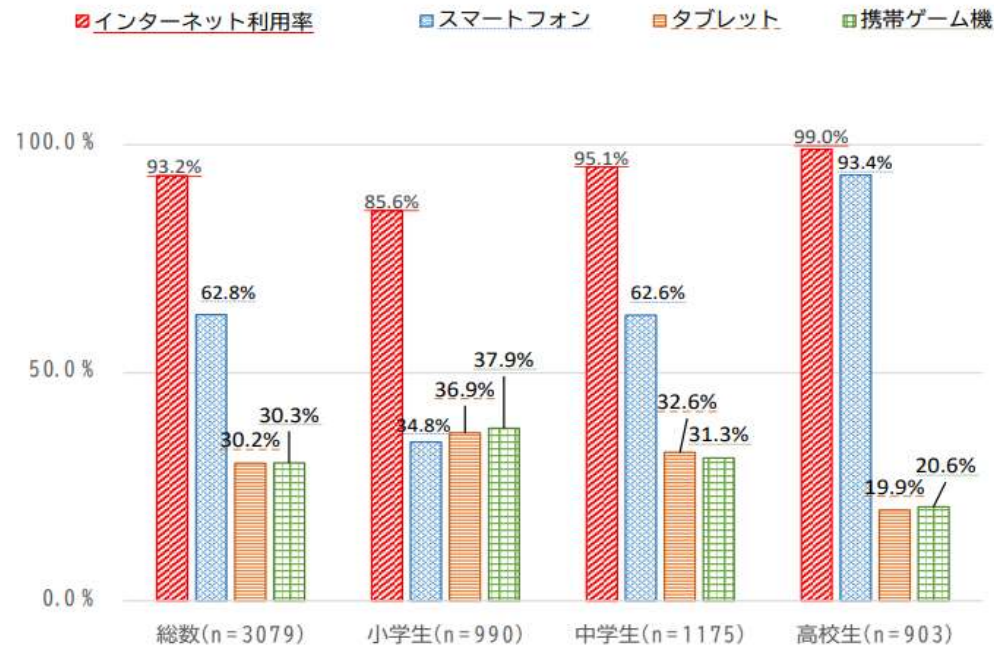
～第3章～

令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査

青少年のインターネット利用状況①（インターネット利用率）

- 青少年の93.2%が、インターネットを利用していると回答。
- インターネットを利用する機器は、スマートフォン（62.8%）、携帯ゲーム機（30.3%）、タブレット（30.2%）が上位。
- 学校種別でみると、高校生の99.0%がインターネットを利用していると回答。

インターネット利用率（機器・学校種別）



○インターネットを利用している機器（n=3079）

スマートフォン	62.8%
格安スマートフォン	3.4%
子供向けスマートフォン	2.0%
契約切れスマートフォン	5.9%
携帯電話	2.1%
子供向け携帯電話	3.4%
ノートパソコン	17.1%
デスクトップパソコン	6.6%
タブレット	30.2%
学習用タブレット	6.5%
子供向け娯楽用タブレット	0.2%
携帯音楽プレイヤー	7.7%
携帯ゲーム機	30.3%
据置型ゲーム機	11.9%
インターネット接続テレビ	4.6%

（注）「インターネット利用率」及び「インターネットを利用している機器」は、回答した青少年全員をベースに集計。

（青少年 Q1-1、Q1-2）

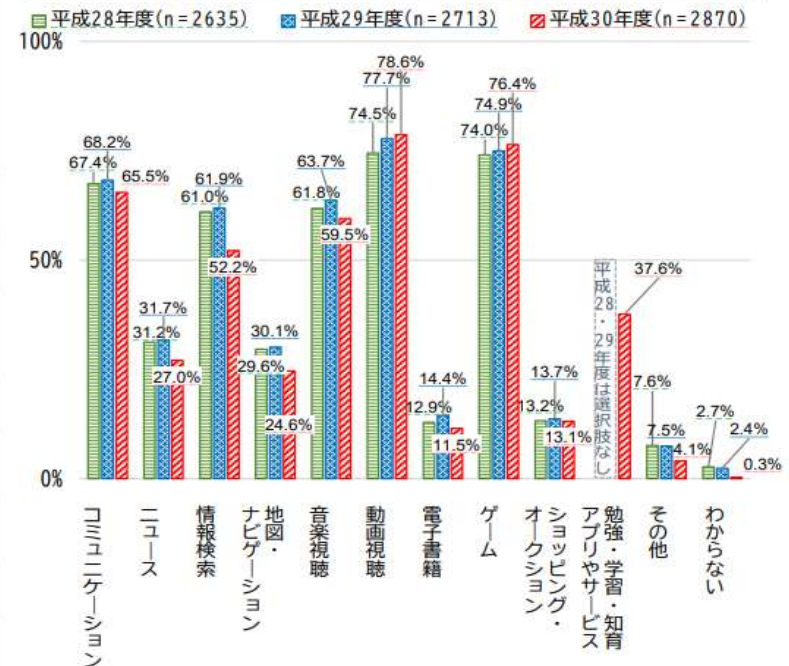
青少年のインターネット利用状況②（利用内容）

- インターネットを利用すると回答した青少年の利用内容の内訳は、
 高校生ではコミュニケーション(89.7%)、動画視聴(87.4%)、音楽視聴(80.6%)が上位。本年度新たに追加した選択肢である勉強等^(注3)は48.4%。
 中学生では動画視聴(80.9%)、ゲーム(74.1%)、コミュニケーション(68.2%)が上位。勉強等は36.0%。
 小学生ではゲーム(81.5%)、動画視聴(66.1%)が上位。勉強等は28.0%。

○青少年のインターネットの利用内容（いずれかの機器、スマートフォン/平成30年度）

		コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビゲーション	音楽視聴	動画視聴	電子書籍	ゲーム	ショッピング・オークション	勉強・学習・知育アプリやサービス	その他
いずれかの機器	総数 (n=2870)	65.5%	27.0%	52.2%	24.6%	59.5%	78.6%	11.5%	76.4%	13.1%	37.6%	4.1%
	小学生 (n=847)	36.0%	8.4%	31.9%	5.0%	32.5%	66.1%	4.5%	81.5%	2.8%	28.0%	4.5%
	中学生 (n=1118)	68.2%	26.7%	53.3%	22.4%	62.8%	80.9%	11.5%	74.1%	8.1%	36.0%	3.3%
	高校生 (n=894)	89.7%	44.9%	69.7%	46.0%	80.6%	87.4%	18.0%	74.6%	28.9%	48.4%	4.5%
スマートフォン	総数 (n=1933)	75.0%	30.6%	55.7%	30.7%	65.0%	77.1%	12.0%	70.5%	14.8%	33.3%	1.9%
	小学生 (n=345)	35.4%	8.7%	33.0%	6.4%	35.1%	62.0%	1.4%	76.2%	1.7%	16.5%	2.0%
	中学生 (n=736)	76.2%	26.1%	53.5%	24.9%	63.2%	74.9%	11.0%	66.7%	6.8%	26.6%	2.0%
	高校生 (n=843)	89.9%	43.2%	66.7%	45.7%	78.8%	85.2%	17.0%	71.5%	26.7%	45.8%	1.5%

インターネット利用内容の経年比較
 （いずれかの機器／平成28年度から平成30年度）



(注1)「いずれかの機器」とは、青少年に対して調査した15機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

(注2)「スマートフォン」とは、スマートフォンでインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

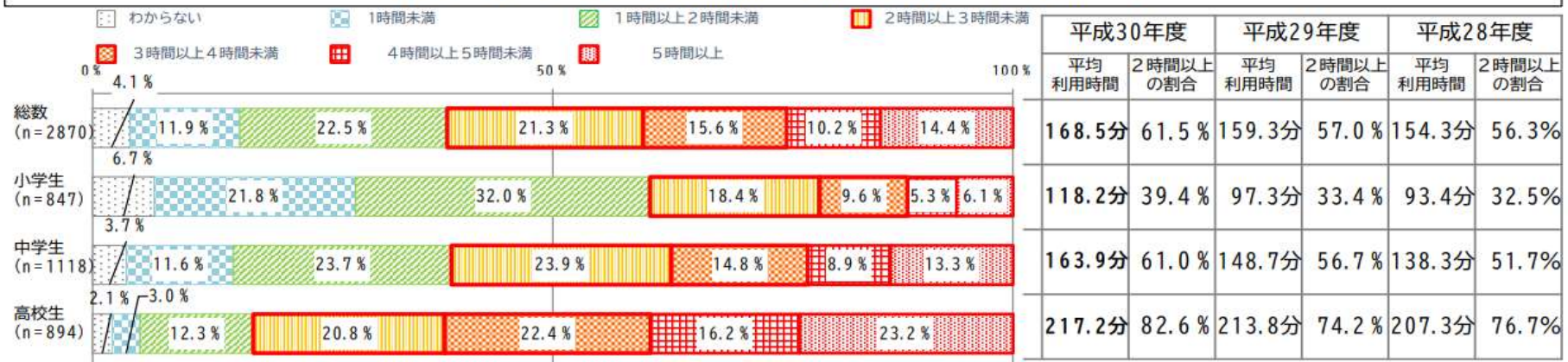
(注3)「勉強等」とは、選択肢のうち「勉強・学習・知育アプリやサービス」（平成30年度新規追加）を意味する。

(青少年 Q3)

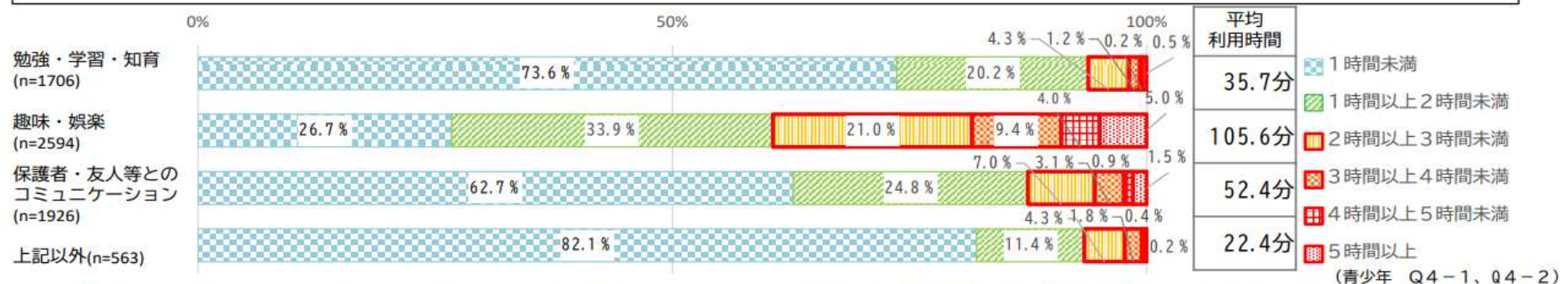
青少年のインターネット利用状況③（平均利用時間）

- インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年度と比べ約9分増加し、約169分。
小学生は、平均利用時間が前年度と比べ約21分増加。
- 目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、約106分。

青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計／平日1日あたり）



目的ごとの青少年のインターネットの利用時間（利用機器の合計／平日1日あたり）【平成30年度新規設問】



(注1) 平均利用時間は、「使っていない」は0分とし、「わからない」を除いて平均値を算出。(注2) 「利用機器の合計」の利用時間は、回答者が利用している各機器の利用時間を合算したもの。

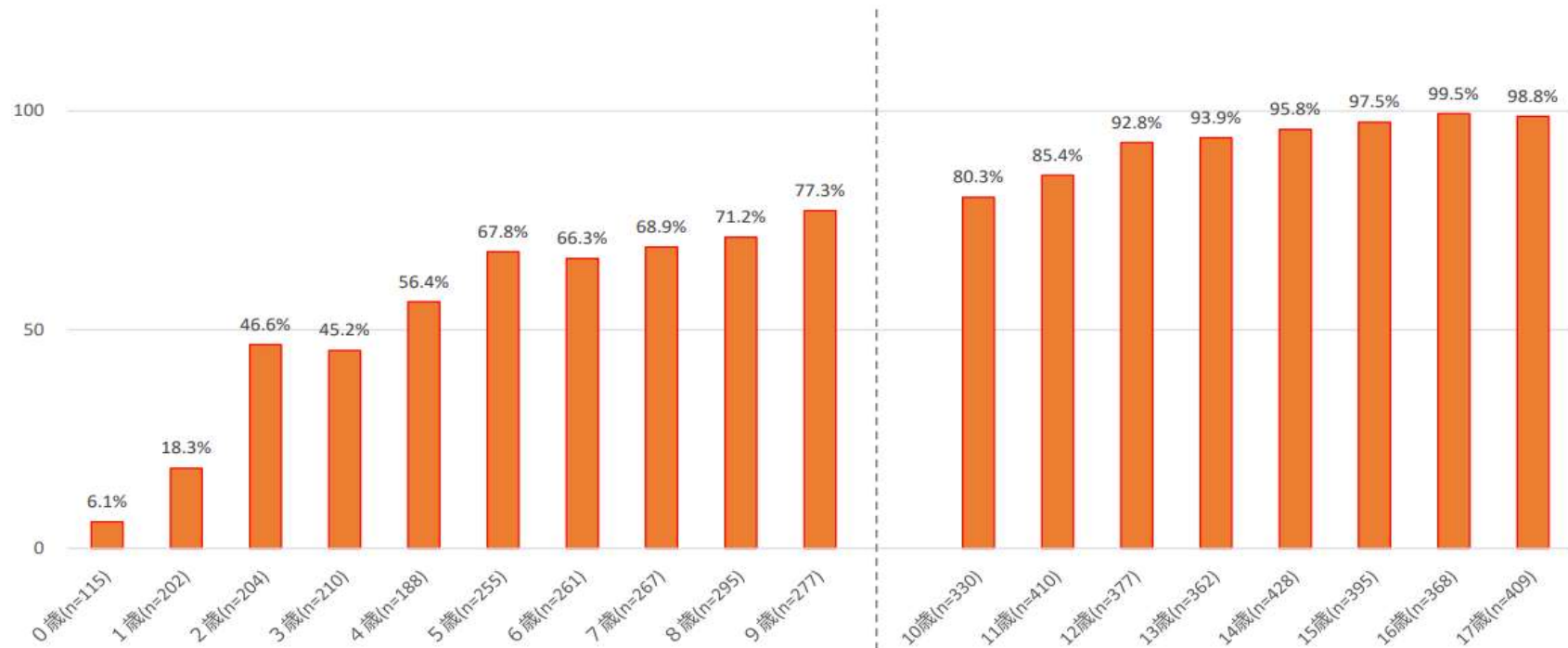
(注3) 平均利用時間・2時間以上の割合については、青少年に対して調査した15機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

回答数は、平成29年度 総数(n=2713) 小学生(n=664) 中学生(n=1115) 高校生(n=915)、平成28年度 総数(n=2635) 小学生(n=625) 中学生(n=1051) 高校生(n=953)

年齢別のインターネット利用状況①

○ 年齢が上がるとともにインターネットの利用率も高くなる傾向。

インターネット利用率（年齢別・平成30年度）



(注1) 「インターネット利用率」は回答した青少年全員及び低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計。

(注2) 青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。

(青少年 Q1-1、低年齢層の子供の保護者 Q1-1)

年齢別のインターネット利用状況②

利用内容の割合は、

- 動画視聴が、全年齢を通じて高い。
- コミュニケーション及び音楽視聴は、12歳より加齢に伴う増加が顕著。
- ゲームは、12歳以降では頭打ち。

インターネット利用内容（年齢別・いずれかの機器／平成30年度）

	コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビゲーション	音楽視聴	動画視聴	電子書籍	ゲーム	ショッピング・オークション	勉強・学習・知育アプリやサービス	その他	わからない
2歳(n=95)	3.2%	2.1%	2.1%	—	15.8%	93.7%	2.1%	18.9%	—	24.2%	2.1%	—
3歳(n=95)	2.1%	—	1.1%	—	12.6%	94.7%	—	33.7%	1.1%	22.1%	3.2%	—
4歳(n=106)	1.9%	—	4.7%	1.9%	16.0%	89.6%	0.9%	44.3%	3.8%	32.1%	1.9%	—
5歳(n=173)	3.5%	1.2%	2.9%	1.2%	20.8%	86.7%	1.7%	58.4%	1.2%	34.1%	2.3%	—
6歳(n=173)	11.0%	0.6%	5.2%	1.7%	13.9%	86.1%	0.6%	63.0%	2.3%	30.6%	1.7%	—
7歳(n=184)	22.3%	2.2%	11.4%	1.1%	19.6%	83.2%	4.3%	73.9%	0.5%	37.5%	4.9%	0.5%
8歳(n=210)	24.3%	0.5%	16.7%	1.9%	19.5%	78.1%	1.9%	78.6%	1.9%	30.0%	6.2%	—
9歳(n=214)	31.8%	2.8%	28.0%	2.8%	22.4%	79.9%	3.7%	78.0%	2.3%	31.3%	6.1%	—
10歳(n=265)	32.5%	6.4%	24.5%	4.9%	23.4%	60.4%	3.0%	80.0%	3.4%	28.3%	6.8%	0.4%
11歳(n=350)	35.7%	6.3%	32.0%	3.1%	30.3%	67.1%	4.9%	82.3%	2.3%	28.3%	3.1%	0.9%
12歳(n=350)	49.1%	14.0%	38.0%	12.0%	48.3%	72.6%	5.1%	80.9%	2.6%	27.7%	2.9%	0.9%
13歳(n=340)	63.2%	24.1%	52.9%	15.9%	53.5%	79.1%	9.4%	77.4%	6.2%	34.4%	3.8%	—
14歳(n=410)	70.5%	27.8%	52.7%	22.9%	68.3%	83.4%	12.9%	76.3%	8.3%	33.9%	2.2%	0.2%
15歳(n=385)	76.6%	36.6%	63.9%	34.3%	72.7%	82.1%	16.1%	68.1%	15.1%	45.2%	4.7%	0.5%
16歳(n=366)	92.1%	39.3%	68.9%	42.9%	82.8%	89.6%	18.0%	73.5%	25.4%	52.2%	4.1%	—
17歳(n=404)	89.1%	51.2%	72.5%	50.2%	80.7%	87.4%	18.6%	75.0%	35.9%	46.5%	5.7%	—

(注1) 「いずれかの機器」とは、青少年及び低年齢層の子供の保護者に対して調査した15機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年及び低年齢層の子供の保護者をベースに集計。

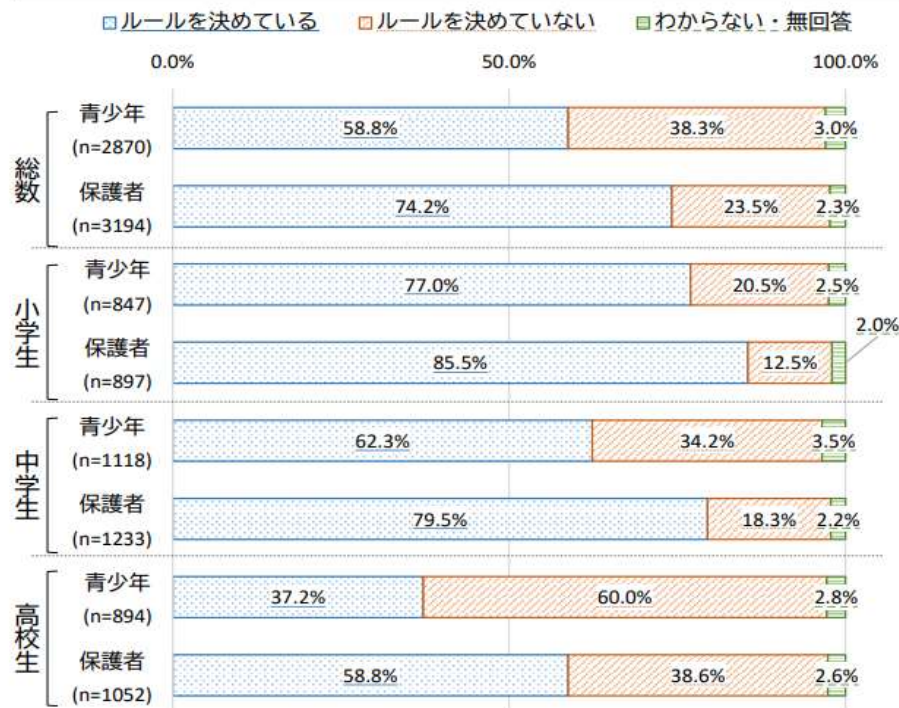
(注2) 青少年は本人に、低年齢層の子供は保護者に対して調査した結果であるため、直接比較することはできない。

(青少年 Q3、低年齢層の子供の保護者 Q3)

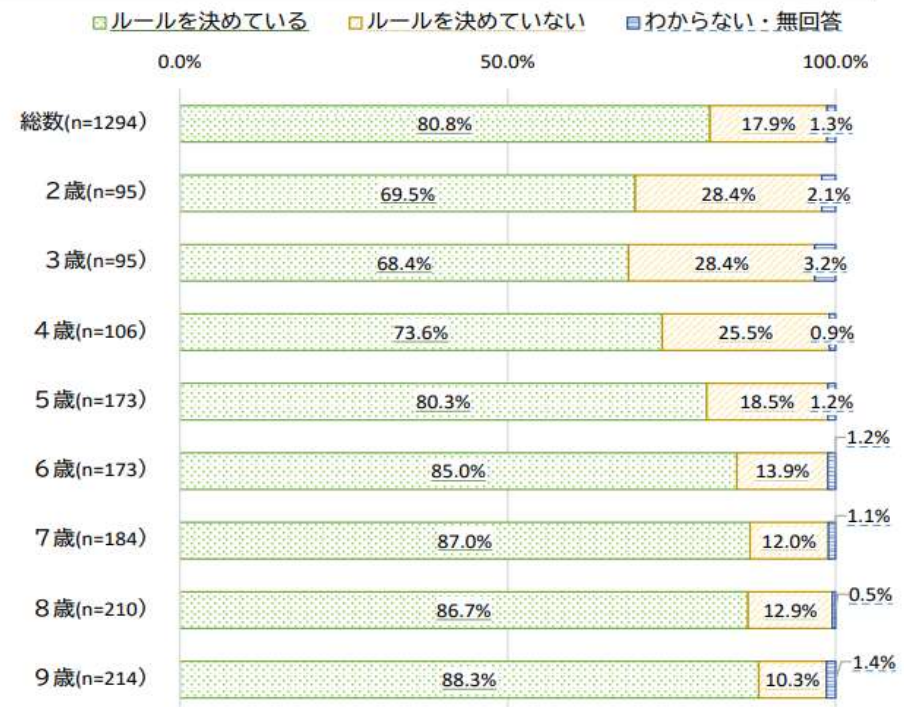
インターネット利用に関するルールの有無

- 低年齢層の子供の保護者のうち、「ルールを決めている」との回答は80.8%で、子供の年齢が上がるとともに割合は増加傾向。
- 他方で、学校種が上がるにつれて「ルールを決めていない」との回答が増え、青少年と青少年の保護者の「ルールの有無に関する認識のギャップ」も拡大傾向。

青少年とその保護者のルールの有無に関する認識の比較（学校種別）



低年齢層の子供の保護者のルールの有無（年齢別）



（青少年 Q6-1、青少年の保護者 Q3-1、低年齢層の子供の保護者 Q6-1）

（注1） インターネットを利用していると回答した青少年及び子供がインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。

（注2） 低年齢層の子供の保護者の家庭でのルールについて、0歳（n=7）及び1歳（n=37）は回答数が少ないため図示しない。

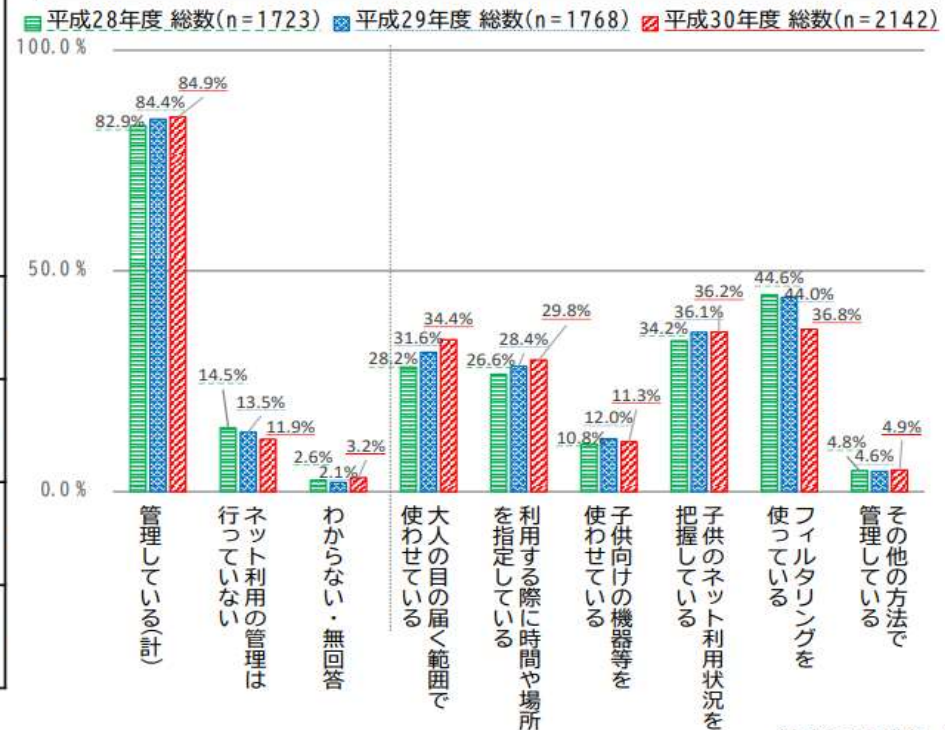
子供のインターネット利用に関する保護者の取り組み

- 子供がスマートフォンを利用する青少年の保護者の84.9%がいずれかの方法で子供のネット利用を管理していると回答。
- 実施している取組みは、フィルタリング(36.8%)、子供のネット利用状況を把握(36.2%)が上位。

青少年の保護者の取組（スマートフォン／平成30年度）

	管理している(計)	ネット利用の管理は行っていない	わからない・無回答	大人の目の届く範囲で使わせている	利用する際に時間や場所を指定している	子供向けの機器等を使わせている	子供のネット利用状況を把握している	フィルタリングを使っている	その他の方法で管理している
総数 (n=2142)	84.9%	11.9%	3.2%	34.4%	29.8%	11.3%	36.2%	36.8%	4.9%
小・保 (n=396)	96.5%	1.5%	2.0%	73.7%	50.8%	12.4%	36.9%	22.5%	4.8%
中・保 (n=773)	90.6%	6.9%	2.5%	42.2%	40.2%	13.5%	38.6%	40.4%	5.7%
高・保 (n=962)	76.2%	19.6%	4.2%	12.4%	13.1%	9.4%	34.2%	40.2%	4.2%

青少年の保護者の取組の経年比較
(スマートフォン／平成28年度から平成30年度)



(青少年の保護者 Q4)

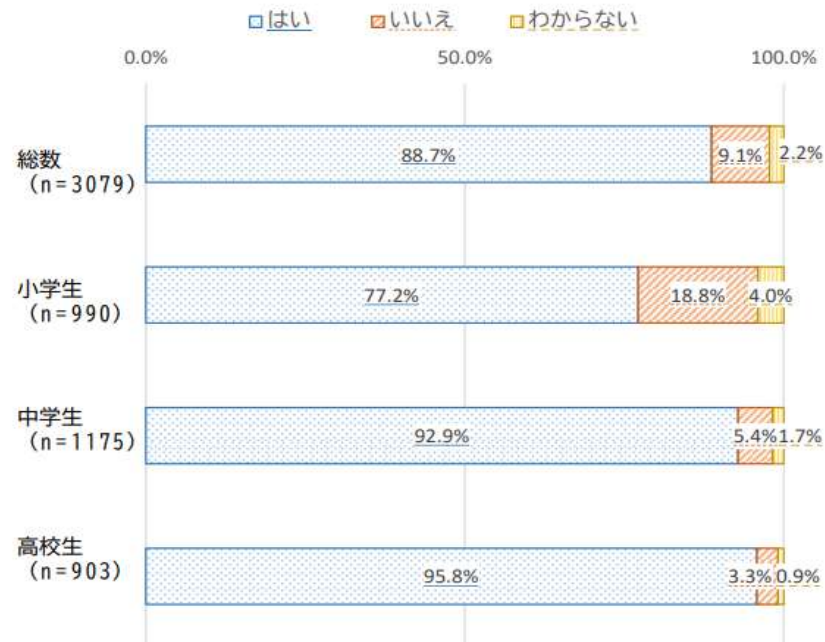
(注1) 子供が「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年の保護者をベースに集計。

(注2) 「利用する際に時間や場所を指定している」は平成29年度までは「利用時間等のルールを決めている」という選択肢であったため、平成30年度とそれ以前の調査結果を直接比較できない。

インターネットに関する啓発や学習の経験①（青少年）

- 青少年がインターネットに関する啓発や学習を受けた経験は88.7%。学校種が上がるほど割合も増加。
- 啓発や学習を受けた機会としては、学校・幼稚園・保育園等(97.6%)が最も多い。

青少年のインターネットに関する啓発や学習の経験
(学校種別／平成30年度)



○啓発や学習を受けた機会

	学校・幼稚園・ 保育園等	親(保護者)	兄弟・姉妹	機器の購入時の 販売員	機器の購入時の 資料	友達	テレビや本・ パンフレットなど	インターネット	その他
総数 (n=2731)	97.6%	26.8%	2.1%	3.9%	1.9%	5.6%	12.5%	7.1%	0.3%
小学生 (n=764)	95.4%	34.7%	2.4%	0.7%	1.0%	4.7%	11.6%	3.5%	0.5%
中学生 (n=1091)	98.0%	26.8%	2.4%	3.5%	2.1%	6.1%	13.3%	7.5%	0.2%
高校生 (n=865)	99.1%	20.0%	1.4%	7.3%	2.4%	5.8%	12.4%	9.8%	0.1%

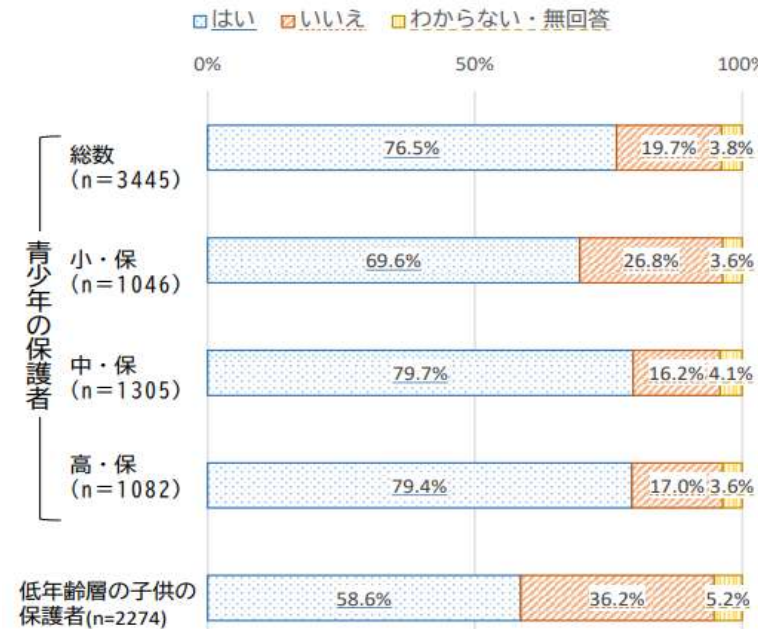
(注)「青少年のインターネットに関する啓発や学習の経験」は、回答した青少年全員をベースに集計。

(青少年 Q7-1、7-2)

インターネットに関する啓発や学習の経験②（保護者）

- 保護者がインターネットに関する啓発や学習を受けた経験は、青少年の保護者では76.5%、低年齢層の子供の保護者では58.6%。
- 啓発や学習を受けた機会としては、青少年の保護者は学校や保育園・幼稚園等の保護者会やPTAの会合など（71.5%）が多く、低年齢層の子供の保護者はテレビや本・パンフレットなど（58.8%）が多い。

保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験
（学校種別／平成30年度）



○啓発や学習を受けた機会

（単位：％）

	学校や保育園・幼稚園等の保護者会やPTAの会合など	学校や保育園・幼稚園等から配布された啓発資料など	国・地方公共団体や民間団体が行う講座	病院（産科・小児科等）	機器の購入時の販売員	機器の購入時の資料	友人	保護者同士の会話	テレビや本・パンフレットなど	インターネット	保護者自身が生徒・学生の時に、学校等で説明を受けた	その他
総数 (n=2636)	71.5	52.0	3.6	0.4	11.0	10.2	8.7	26.0	40.2	20.9	8.3	1.6
青少年の保護者 (n=728)	64.8	49.3	3.7	1.0	7.0	9.9	11.0	30.2	44.2	26.0	8.1	1.2
中・保 (n=1040)	73.5	52.3	3.9	0.3	9.8	10.4	8.8	26.2	39.3	21.7	8.4	2.2
高・保 (n=859)	74.9	53.7	3.1	0.1	15.8	10.2	6.8	22.2	37.8	15.6	8.3	1.3
低年齢層の子供の保護者 (n=1332)	36.9	32.5	2.6	2.5	4.0	5.9	11.7	22.0	58.8	33.6	11.7	4.4

（注）「保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験」は、回答した青少年の保護者及び低年齢層の子供の保護者全員をベースに集計。

（青少年の保護者 Q10-1、10-2）（低年齢層の子供の保護者 Q15-1、Q15-2）

まとめ

- 青少年のスマートフォン所有率は年々上昇し、また、所有率に比例してインターネット利用率も上昇している。
- インターネット上の世界には、子どもたちにとって役立つ情報がたくさんある一方で、暴力的な表現やアダルト画像といった悪影響を及ぼす有害な情報も数多く存在する。
- メールやインターネット掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのコミュニティサイトについても利用方法を誤ると、自分が気付かないうちに見知らぬ人に個人情報を知られてしまうなど、様々なトラブルが生じる危険性がある。
- トラブルに巻き込まれることなく、子どもたちが安全に、安心して携帯電話やインターネット利用をするために、その特徴や、様々なリスクについて理解することが重要である。

～第4章～
スマートフォン利用のリスクと対策

スマートフォンをとり巻く背景

近年、テレビ・新聞・雑誌などのメディアでの話題も、携帯電話を販売する店頭に並んでいるサンプル機種も、スマートフォンが中心になっています。スマートフォンは、その話題性と急速な普及により、高校生のみならず、中学生以下の子どもたちにも利用が広がりつつあります。

高性能かつ多機能で、画面も大きく使い勝手のいいスマートフォンは、日常生活において大変便利なツールです。しかし、青少年にふさわしくないサイトの閲覧またはそれを契機とした被害、ウイルス感染などのセキュリティ問題、意図しない個人情報や利用者情報の送出的によるプライバシー侵害の問題ほか、スマートフォン特有のリスクや課題はいろいろあります。正しい知識とモラルを持ってきちんと対策をとらなければ、様々な問題に直面することになってしまいます。

本章では、青少年のスマートフォン利用のリスクを解説するとともに、どのような対策が必要なのかを詳しく解説していきます。

フィルタリングサービスを利用しよう①

フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）とは何ですか？

- 出会い系サイト、アダルトサイト等、青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。

フィルタリングを行なってサイトの閲覧制限を行うことで、以下のようなメリットがあります。

- ・子どもたちが犯罪に関するサイトや、アダルトサイトなど不適切なサイトを閲覧できないようにできる
- ・有料アプリ、課金アプリなどを勝手に購入できないようにする

フィルタリングの方式としては、[①ホワイトリスト方式](#)、[②ブラックリスト方式](#)があり、お子さんの成長にあわせて適切な方式を選択することが重要です。

①ホワイトリスト方式

子どもにとって安全で有益と思われる、一定の基準を満たしたサイトのみにアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式

②ブラックリスト方式

原則すべてのサイトにアクセス可能ですが、出会い系やギャンブル等、子供に有害と思われる特定のサイトへのアクセスだけを制限する方式

フィルタリングサービスを利用しよう②

フィルタリングを利用するには、どのような方法がありますか？

- フィルタリングの方法は主に3つの方法があります。

- ・ スマホの機能を使ったフィルタリング

iPhoneやAndroidなどのスマホ本体で設定してフィルタリングを行う方法です。現在のスマホでは端末ごとに一定のフィルタリングの機能を持っています。それらを使って、不適切なサイトなどを閲覧できないようにフィルタリングすることができます。

- ・ キャリアのフィルタリングサービス

NTTドコモやau、ソフトバンクといった携帯電話キャリアもそれぞれでフィルタリングサービスを提供しています。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年4月1日施行）に基づき、青少年が使用する携帯電話・PHSの契約時には、親権者からフィルタリングサービスを不要とする申出がない限り、フィルタリングサービスが設定されます。

- ・ フィルタリングアプリ

大手のセキュリティベンダーをはじめ、各社からフィルタリングが行えるアプリがリリースされています。いずれも、単にWebサイトのフィルタリングをするだけでなく、ネットの利用状況の確認や、長時間利用できないように制限を行うといった依存症への対策など、総合的な管理が行えるアプリとなっています。

フィルタリングサービスを利用しよう③

使用する端末に合ったフィルタリングの選択・設定を！

安全な利用環境づくりの基本は、Webとアプリの両方に正しい設定をすること。スマホやタブレットのOS、契約する携帯電話事業者等によって、利用可能なフィルタリングサービスが異なるので、以下の一覧表を参考にしながら、子供が使用するスマホやタブレットに合ったフィルタリングサービスを使いましょう。

携帯電話事業者	スマホのOS	Android		iOS	
	対象	Web	アプリ	Web	アプリ
ドコモ、KDDI(au)、ソフトバンク・ワイモバイル		あんしんフィルター※1		あんしんフィルター	スクリーンタイム※2
その他の携帯電話事業者		各事業者が提供するフィルタリングサービス もしくは、各種フィルタリングアプリ等※3			

※1 Android端末の一部の機種では、あんしんフィルターではなく、OSの機能や他のアプリ例：Googleが提供しているファミリーリンク等を使用する必要があります。購入もしくは機種変更の際にご確認ください。

※2 iPhoneやiPadは、基本的にあんしんフィルター等のフィルタリングアプリで制御できるのはWeb接続のみとなります。アプリに関するコントロールについては、Appleが提供しているスクリーンタイム等を使用する必要があります。ファミリーリンク等を使用する必要があります。購入もしくは機種変更の際にご確認ください。

※3 「iフィルター」等のフィルタリングアプリ、もしくはフィルタリング機能が備わっているセキュリティアプリが利用可能。なお、これらアプリは、あんしんフィルターが使えるスマホや契約の切れている古い機器等にも導入・活用できます。

フィルタリングサービスを利用しよう④

フィルタリングや時間管理等で上手にコントロール①

「ペアレンタルコントロール」でできる安全な利用環境づくり

子供の安全のために保護者がネット利用環境を整えてあげることを「ペアレンタルコントロール」と言い、その代表が「フィルタリング」です。個別に利用を許可するカスタマイズ機能や、長時間利用を防ぐ時間設定機能など、本体設定やアプリでできるペアレンタルコントロール機能はいっぱい。目的に応じて柔軟に活用しましょう。年齢が高くなれば、自分の力で利用をコントロールするためのツールとしても役立ちます

有害なサイト等へのアクセスやアプリの利用を制限したい

簡単に設定したい：モード設定を活用しましょう

フィルタリングサービスやアプリには、「小学生モード」「中学生モード」などの学齢等によるわかりやすい推奨モードが設けられています。設定はそれらを選択するだけ。学齢に沿ったある程度のインターネット安全利用環境が整います。

(以下のカテゴリ名は一例です)

小学生	中学生	高校生	高校生＋
ファミリーゲーム	ファミリーゲーム	ファミリーゲーム	ファミリーゲーム
一般ゲームなど	一般ゲームなど	一般ゲームなど	一般ゲームなど
懸賞など	懸賞など	懸賞など	懸賞など
SNSなど	SNSなど	SNSなど	SNSなど
出会いなど	出会いなど	出会いなど	出会いなど

フィルタリングサービスを利用しよう⑤

フィルタリングや時間管理等で上手にコントロール②

キメ細かく設定したい（カスタマイズ機能を活用しましょう）

アプリまたはカテゴリの単位で閲覧や使用の可否を個別に設定することができます。



「長時間利用」を防ぎたい

利用時間設定で、スマホやアプリ等が利用できる時間（長さ）や時間帯を設定することができます。

課金情報や位置情報を知りたい

サービスやアプリによって様々な設定があります。目的に合わせて活用しましょう。

組み合わせると以下のような使い方ができます。

- ・ スマホを使い始めたばかり。安全な環境を保ちつつ、家族との連絡用のSNSだけは使いたい
- ・ 基本は自由に利用しつつゲームの利用時間だけはしっかりコントロールしたい
- ・ 利用時間や課金等について家庭のルールを設けて上手な活用を身につけたい

スマホだけでなく、ゲーム機やタブレット、子供に貸すことがある大人用のスマホやおさがりの機器等にも、ペアレンタルコントロールを忘れずに！

フィルタリングサービスを利用しよう⑥

アプリケーション利用時の注意点

アプリの利用（アプリから直接インターネットに接続する場合）においては、フィルタリングサービスが有効とならない場合があります。

対策のひとつとして、携帯電話会社が提供する機能制限アプリを利用し、アプリケーションのダウンロード制限やインストール済みのアプリの起動制限を行う方法があります。

OS（基本ソフト＝iOS、Android、WindowsPhone OS など）の提供会社が運営するアプリケーションマーケット等では、個々のアプリに年齢レイティング（年齢指定による利用の目安）を付与し、スマートフォン本体の利用制限機能を使って子どもの発達段階に応じたアプリのみを利用させることもできるようになっています。

フィルタリングサービスを利用しよう⑦

フィルタリングサービスにおけるQ&A

フィルタリングソフトを知っていますか？

フィルタリングソフトとは、インターネットのウェブページを一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等を選択的に排除する機能です。

インターネットを利用していると、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなど、子どもには見せたくないサイトに遭遇することがありますが、フィルタリングソフトを利用すれば、子どもがこのようなサイトを見ることを制限できます。

フィルタリングソフトを利用するには？

フィルタリングソフトを利用するには、パソコンに市販のフィルタリングソフトをインストールする方法や、プロバイダが提供しているフィルタリングサービスに加入する方法などがあります。詳細については、各フィルタリングソフトメーカーや加入されているプロバイダにお問い合わせください。

フィルタリングサービスを利用しよう⑧

携帯電話でもフィルタリングはできますか？

携帯電話においてもフィルタリングは利用できます。現在、携帯電話各社は無料でフィルタリングサービス（有害サイトアクセス制限サービス）を提供しておりますので、ぜひご利用ください。（ご利用には申込みが必要です。）

携帯電話のフィルタリングサービスの申し込み方法は？

フィルタリングサービスの申込みは、各社のショップ店頭のほか、電話やインターネットを通じても申込みができます。また、契約者が未成年の場合（一部の事業者は18歳未満の場合）は、親権者からも申込みをすることができます。詳細は、各社のホームページ等でご確認ください。

セキュリティ対策①

セキュリティ対策は万全にしましょう

よく、「通話機能の付いた小型パソコンだ」と言われるスマートフォンですが、ウイルスに感染する恐れがあるのもパソコンと同様です。

実際に、ウイルスが混入したアプリも発見されており、うっかりインストールしてしまうと、スマートフォン内にある個人情報等が不正にアクセスされたり、知らない間に有料サービスを利用させられたりする危険性があります。

携帯電話会社などから「**スマートフォン向けのウイルス対策ソフト（※1）**」が提供されていますから、まずはこれらのウイルス対策ソフトを利用しましょう。ウイルス対策ソフトは、インストールさえすれば安全というわけではありません。また、OSも古いまま使い続けていけば、ウイルス感染の危険性が高くなります。ウイルス対策ソフトもOSも、更新通知が来たら後回しにせず、すぐに対応しましょう。

※1 NTTドコモ「ドコモ あんしんスキャン」

KDDI「安心セキュリティパック（ウイルスバスター™ モバイル for au）」

ソフトバンクモバイル「スマートフォン基本パック」 など

セキュリティ対策②

「2012年末までにAndroid（※1）端末を標的とする不正なアプリの検体が12万個を超える可能性がある」とも言われています。

個人情報の塊とも言えるスマートフォン。そんなスマートフォンを“不正アプリから守る方法”について紹介します。

不正アプリからスマートフォンを守る5つのポイント



①マルウェア（※2）を知る

スマートフォンを狙うマルウェアの数はPCのものより少ないが、マルウェアの存在を知ることが自分自身とデータを守る第一歩になります。

②評価を確認する

アプリとその提供者を十分に調べ、評価を確認する。マーケットで幅広く使われているアプリや、信頼できる友人や同僚から勧められたアプリをインストールすることが必要です。

※1 Android …… googleが開発したスマートフォン用のOSのこと。対するiPhoneの基本ソフトはiOSという。

※2 マルウェア …… 悪質な(mal)ソフトウェア(ware)の総称、ウイルス・ワーム・スパイウェア・偽ソフトウェアなどがある

セキュリティ対策③

③信頼できる購入先を利用する

Androidマーケットなど、信頼できる有名なアプリから購入するのが賢明です。

④アクセス許可リストを確認する

アプリケーションをインストールする際、連絡先・カメラ・位置情報など、デバイスのハードウェアやソフトウェアコンポーネントへのアクセスが認められたサービスの許可リストが表示されます。許可画面に疑わしい表示があった場合は、アプリケーションをインストールしないようにしましょう。

⑤ウイルス対策ソフトを導入する

スマートフォンにウイルス対策ソフトをインストールしましょう。新しいスマートフォンを購入する際、他のアプリケーションを追加する前に、まずはウイルス対策ソフトをインストールすることをおすすめします。

セキュリティ対策④

コンピュータウイルス対策



スマートフォンを不正な処理を行うマルウェア（マリシャスウェア：有害なソフトウェア、コンピュータウイルス全般のこと。以下ウイルスと呼ぶ）や不正アクセスの脅威から自己防衛するためには、スマートフォンが利用者の意図に関わらず、ウイルスに感染しないようにしなければなりません。ウイルスに感染すると、そのウイルスを介してあるいはウイルスが盗み出した個人情報を通じて、不正アクセスが行われる危険性が高まります。



ウイルスに感染するのは、大きく分けて2つあります。

- ① スマートフォンの動作環境（OSやブラウザ）にウイルスに悪用される脆弱性が存在する場合
- ② 利用者が意図せずに自分でウイルスをインストールする場合



セキュリティ対策⑤

セキュリティ対策 ～その1～

スマートフォンのOSは常に最新の状態にアップデートする

スマートフォンの場合は、基本的に販売元（キャリアまたはメーカー）主導でOSのバージョンアップやアップデートが行われます。Android端末の場合は、機種毎に使用されるOSのバージョンが違っていたり、販売元毎に独自機能を組み込んだりしてある場合が多いので、一律にバージョンアップやアップデートが行われるわけではありません。

セキュリティ対策 ～その2～

アプリは信頼できる場所からインストールする

一般的に、スマートフォンがウイルスに感染するのは、利用者が意図的にインストールするアプリにウイルス（不正な処理）が仕込まれている場合が多いようです。

アプリをインストールする場合は、必ず信頼できる場所からインストールすることをお勧めします。一般的に、信頼できる場所とは、メーカーやキャリアが用意する正規のアプリケーション・ストアであるといわれています。

セキュリティ対策⑥

セキュリティ対策 ～その3～

Android端末では、「提供元不明のアプリ」はインストールしない設定にしておく

Android端末の設定画面に「提供元不明のアプリ」という項目があります。この項目のチェックを外しておく、正規のアプリ・ストア（Android Market）以外で入手したアプリケーションのインストールが阻止されます（初期状態ではチェックは外れた状態になっています）。

セキュリティ対策 ～その4～

Android端末では、アプリをインストールする際にアクセス許可を確認する

Android端末の場合、アプリをインストールする際に表示される「アクセス許可」（アプリがAndroid端末のどの情報／機能にアクセスするか定義したもの）の一覧には必ず目を通してください。

過去発見されたAndroid端末を狙ったウイルスには、個人情報などを不正に盗み取るため、アプリの種類から考えると不自然なアクセス許可をユーザーに求めるものがありました。

セキュリティ対策⑦

セキュリティ対策 ～その5～

アプリは常に最新の状態で利用する(自動アップデートする)

アプリ・ストアなどからインストールしたアプリの場合は、一般的にアプリの自動更新ができる仕様になっています。

アプリに脆弱性がある場合は、前述のOSの脆弱性と同様に、それらの脆弱性が悪用され、ウイルスに感染したり、情報が盗み出されたりするなどの不正アクセスを受ける危険性があります。

対策としては、アプリに脆弱性が見つかった場合などに、アプリを自動更新する許可を与えておけば、アプリを常に最新の状態で利用することができます。この設定をお勧めします。

セキュリティ対策 ～その6～

セキュリティソフト（アプリ）を利用する

ウイルス対策は専用の対策ソフト（アプリ）を利用するのがお勧めです。

セキュリティソフトは、パソコンで培った技術を利用して、スマートフォンでも高度な対策ができるようです。それゆえ、これらのセキュリティソフトは、ウイルス対策だけでなく、それ以外のセキュリティ機能を持っている場合が多いので、スマートフォンの機種毎に対応状況を確認の上、利用することをお勧めします。

スマートフォンの情報漏えい対策

盗難・紛失に備えたセキュリティ対策やスマートフォンの自己防衛対策以外にも、スマートフォンで考慮すべきセキュリティ対策があります。それは、スマートフォンを利用する上での情報漏えい対策です。

複数の人で共同利用しない

スマートフォンに重要な個人情報などが格納されている場合は、デバイスの共同利用は避けたほうが無難です。利用者ごとに管理・運用できない以上、他の人がどんなアプリを利用するかもわかりませんので、場合によっては情報漏えいする危険性があります。

重要な情報を通信する場合は、安全な回線を利用する

スマートフォンは、インターネットなどの外部に接続するためにいろいろな接続方法を持っています。携帯電話の回線を利用する方法、街中などの無線LANスポット（Wi-Fi環境）を利用する方法などがありますが、携帯電話の回線以外では、安全な通信が確保できるかどうかは不明です。重要な情報を受け渡すような通信を行う場合は、安全な回線を利用するようにしてください。

スマートフォン利用における関連サイト

- NTTドコモ あんしんモード

http://www.nttdocomo.co.jp/service/safety/anshin_mode/

- au 安心アクセスサービス

<https://www.au.com/mobile/service/anshin-access/>

- SoftBank ウェブあんしんサービス

http://mb.softbank.jp/mb/service/web_safety/

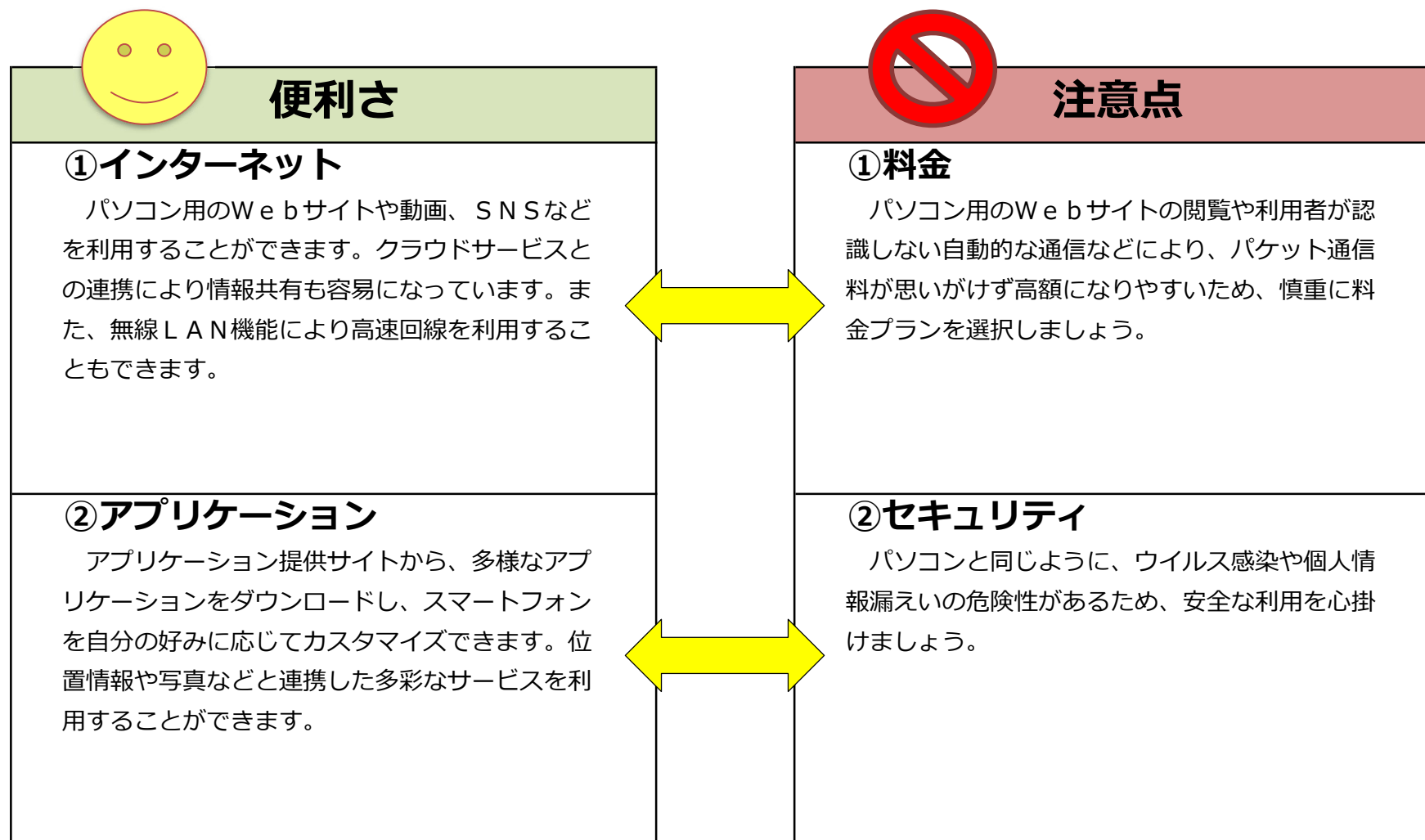
- フィルタリングソフトのしくみ

<http://www.iajapan.org/rating/filtering2003.html>

- スマートフォンを利用している方へ

<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/smph/kurashi/cyber/security/>

スマートフォンの便利さと注意点



【事例1】スマホの過度な使用による生活や体調への支障

友人とのトークが連日深夜まで続き



メッセージアプリで友人とのやり取り(トーク)をするのが大好きなAさん。話を終わらせるタイミングがわからず、夜遅くまでスマ

遅刻や居眠りをするようになってしまった



朝起きるのがつらくなり、眠たくて授業にも集中できなくなりました。体調や成績にも影響が出ているのですが、友人とのトーク

考えてみよう！

友人関係が何より大切な時期ですが、生活習慣の乱れや睡眠不足は、健康や学習にさまざまな影響を及ぼします。適切に利用するためにできる工夫はありませんか？

【解説1】 スマホの過度な使用による生活や体調への支障

長時間になりがちな利用を、どうコントロールするかが課題

学びに、連絡に、趣味や娯楽に、スマホのある生活は当たり前になりつつあります。オンラインゲームをしたり ネット動画を見たり、テレビ番組をスマホで見たり、スマホを使う時間は増える一方です。また、常にSNSのメッセージが気になり、何事にも集中できなくなる子もいます。

自分をコントロールできずスマホが手放せなくなると、日常生活に支障をきたすだけでなく、健康面でもマイナスです。適切な使い方ができるよう、親子で利用のルールを話し合い、保護者が利用状況を把握するよう心がけましょう。学校行事や受験など「いざ！」という

ワンポイントアドバイス

ペアレンタルコントロールとしても使える時間管理機能は、何をどれくらい使ったか確認でき、アプリの時間制限も可能。上手に活用しましょう！

【事例2】ながらスマホが招いた自転車衝突事故

スマホを見ながら走行していたら



スマホを見ながら、片手で自転車を運転していたBくん。横断歩道を歩いていた高齢者に気づかず、ものすごい勢いで衝突して

歩行者に衝突し大ケガをさせてしまった



高齢者は頭を強く打ち、一時意識不明の重体に。意識は戻ったものの、Bくんは**重過失傷害の疑い**で書類送検されました。

考えてみよう！

「歩きスマホ」や「自転車スマホ」は、自分のケガだけにとどまらず、被害者や加害者になる可能性も！ながらスマホは、どんな事故やトラブルを引き起こしそうですか？

【解説2】ながらスマホが招いた自転車衝突事故

ながらスマホによる事故やトラブルの代償は計り知れない

日本中どこへ行っても、ながらスマホを見かけない日はありません。観光地では、石段や坂道を後ろ向きに登りながら動画を撮影している人も。日本人だけではないことから、世界的な問題と言えるのかもしれません。

日本盲人会連合の調査によれば、**歩きスマホで何らかの被害を受けたことがあると答えた視覚障がい者は2人に1人**。点字ブロック上の衝突事故もあるようですが、健常者が前を見て歩いていれば起きないはず。スマホを使うテクニックよりも、マナーやモラルの向上が急がれます。**命に関わる事故、巨額の賠償金、一生残る心の傷……大人も子供も、**

ワンポイントアドバイス

スマホ操作や画面の注視は、邪魔にならない所に立ち止まってから！ 地図アプリを頼りに移動する際にも有効な、最低限のお約束です。

【事例3】メッセージアプリでの悪口・仲間外れ

うっかり「？」をつけ忘れたために



一方的にグループから外されてしまった



クラスの仲良し数人でやっているグループトーク。Cさんは、**メッセージの最後に「？」**をつけ忘れたまま、スマホを置いてお風呂

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などのメッセージが。誤解を解こうとしても、反応なし。**Cさん以外のメンバーは別グループ**

考えてみよう！

会話の流れが速く、ささいなことでも誤解や感情の行き違いが生じやすいグループトーク。トラブルに発展することなく、仲良く使い続けるために気をつけたいことは？

【解説3】 メッセージアプリでの悪口・仲間外れ

グループトークに起因する“いじめ”も、パターンはさまざま

スマホやSNSの普及で新たな問題となったのが、いわゆる“**SNSいじめ**”。これまでの、1人の子を多数で追い詰める、発言を無視する、いじめ・嫌がらせのネタとなる写真や動画を共有する、グループから外す(または 新たなグループを作り会話を移動)などに加え、最近「ステメ※」を悪用した嫌がらせも全国で起きています。メンバー以外は読むことができないグループトーク、誰宛てかを一切書かない悪口ステメ、いずれも人目につきにくく発見が遅れがち。**保護者等が日々の様子や会話から変化・違和感を察することが早期発見・解決の鍵。気になった画面をスクリーンショット等に残して保護者や先生に相談しましょう。**

ワンポイントアドバイス

友達との関わりが大事な時期だから、同調圧力が働いてしまうことも。思いやりの心を育てるとともに、相談してもらえる関係性を保ちましょう。

【事例4】 悪ふざけなどの不適切な投稿

線路に下りて撮った写真をアップし



Dくん、Eくん、Fさんの3人は、学校の帰りに制服のまま線路に立ち入り、大はしゃぎで写真を撮影。仲間に見せようと、SNSにアッ

警察に通報されて学校にも抗議が殺到



あっという間に特定されて学校名や名前が晒され、警察に通報が。鉄道営業法違反等の罪で家裁に送致され、学校には抗議の電話やメッセージが...

考えてみよう！

身内だけに見せるつもりが拡散され、大炎上することもある不適切な写真や動画。度を越した悪ふざけや悪意の投稿は、どうしたらなくなるでしょう？

【事例4】 悪ふざけなどの不適切な投稿

不適切な投稿を探して拡散させるのを楽しむ人もいる

落ち着いて考えれば、やっていいことかどうか判断がつく年齢になっても、そのときのノリや勢いで撮影し、公開してしまう人が後を絶ちません。アルバイト先で不衛生な動画をアップする若者の行為から、「バイトテロ」という言葉が誕生したほどですが、それらはいずれも「**そもそもやってはいけないこと**」のはず！

写真や動画だけでなく、なりすまし投稿やフェイク情報の書き込みなども、不適切投稿です。それらを探し、拡散させて晒し者にすることを楽しむ人もいます。ネットで広まればあっという間に個人が特定され、罪に問われたり賠償請求をされたりすることもあります。

ワンポイントアドバイス

「デジタルタトゥー」と称されるほど、ネットに刻まれた情報は半永久的に残ります。未来の自分を苦しめることのないよう、正しい利用を！

【事例5】フリマなどネットを介した直接取引によるトラブル

新品・未使用の服だから購入したのに



ずっと探していた服をフリマサイトで見つけたGさんは、商品タグがついている写真と“新品・未使用”という記載を見て、サイズ

状態が悪い品が届き、返品もできない



商品が届き受取処理をしたものの、中身を確認したところ、すれた跡や黄ばみがあり、タグも見当たらず。返品相談をしましたが、

考えてみよう！

豊富な商品と低価格で人気のフリマを利用する上で、どんな注意が必要ですか？

【解説5】フリマなどネットを介した直接取引によるトラブル

個人間取引も多いフリマやオークションは、より一層の注意を！

ここ数年、フリマの利用者は急増しています。お金を払ったのに品物が届かない、ニセモノだったなどの被害だけでなく、「商品の状態が説明や写真とは違っていた」というように、**個人間取引だからこそ生じる取引上の勘違いや情報不足によるトラブルも多発**していることから、取引には慎重な判断が不可欠です。

また、盗んだ物売る、ウイルス情報の売買、お酒やタバコを購入、転売禁止のチケットを購入して入場を拒否された等、**“してはいけないこと”を隠れて行うケースもあり、保護者の見守りが欠かせない状況**です。

(なお、オンラインショッピング、オークション、フリマサービス等を利用するには保護者の

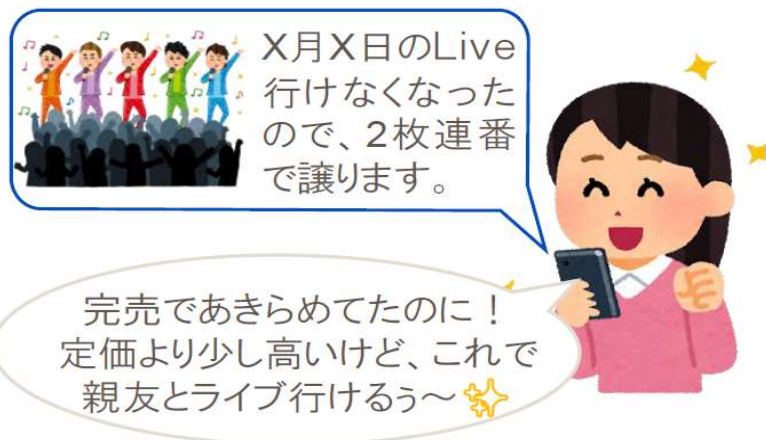
ワンポイントアドバイス

ショッピングサイト、フリマ、オークションには、魅力的な商品がいっぱい。情報に振り回されず、情報を冷静に見極めることが重要です。

※取引等で困ったことが起きたときは、一人で悩まず、**消費者ホットライン ☎188**に相談することも、消費者として大切な行動です。

【事例6】 SNS経由のチケット転売による詐欺被害

「チケット譲ります」という投稿を発見！



大好きなアイドルのライブチケットの抽選に外れたHさん。SNSで「行けなくなったので譲ります」という投稿を見つけ、早速連絡を

考えてみよう！

トラブルに巻き込まれないために、気をつけたいことは？

代金を送ったのにチケットは来なかった



「支払いが早い人優先」と言われ、指定の口座に急いで振り込みましたがチケットは届かず。売り手のアカウントも削除され、だまされたと気づきました。

【解説6】 SNS経由のチケット転売による詐欺被害

「身近に同じ人のファンがいない」というつぶやきも危険？！

「趣味や話が合う人に悪い人はいない」と考える子は少なくありませんが、**直接のやり取りや会うことで事件やトラブルに巻き込まれるケースが多発しています**。「大好きな〇〇さんの話ができる友達がいない(T_T)」などとSNSに投稿すると、同じファンを装えばだませるとたくさんの情報を入手し、話を合わせ、時間をかけて信頼させながら近づいてくる悪い人もいます。こういった実情を学び、常に意識することが大切です。

転売関連の悪意は、『チケット不正転売禁止法』を意識すればある程度気づけます。でも、**ネットで知り合う人の見極めは難しいのが実情**。身近な大人に相談するなど、**トラブルに巻き込まれない工夫**をしましょう。

ワンポイントアドバイス

高額で買う人が減れば転売目的の購入も減る＝定価購入できる可能性がUP！
消費者の選択が社会に及ぼす影響についても考えさせましょう。

【事例7】コミュニティサイトなどでの未成年によるアプローチ

お小遣いをもらうために投稿したら



※ LJKは「ラスト女子高生(高校3年生)」を指す隠語

連れていかれそうになった



欲しいものがたくさんあるIさんは、お小遣い稼ぎに軽い気持ちで「パパ活相手募集」のメッセージをSNSに投稿し、食事に行くことになりました。

考えてみよう！

あらゆる情報がネットから入って来るため、「欲しいモノ」や「やりたいコト」がいっぱい。でも、安易なお小遣い稼ぎはダメ。欲しい気持ちを上手にコントロールするには？

食後気分が悪くなり、急に眠くなって……異変に気づいた店員に助けられました。Iさんの離席中、パパ活相手が睡眠薬を飲み物に入れたことが原因でした。

【解説7】 コミュニティサイトなどでの未成年によるアプローチ

危険な書き込みは、出会い系から非出会い系へとシフト

デートや食事だけで金銭的支援をしてくれる異性との交際活動を「パパ活(ママ活)」と呼び、**援助交際よりも軽い気持ちで相手を募る人もいます**。きっかけが出会い系からSNSなどのコミュニティサイトへと変わり、言い方が「パパ活(ママ活)」「JKビジネス」に変わっても、その危険性は援助交際と全く変わりません。

こういった行為は、お金が支払われないばかりか、児童買春、薬物投与、誘拐、ストーカー、恐喝などの**犯罪被害にあうケースもあり、大変危険**。たとえお散歩デートのように害がなさそうなことでも、ダメなものはダメ。**自分の身を危険にさらす行為だということを肝に銘じて、良識ある行動を。**

ワンポイントアドバイス

今、欲求をコントロールする力を養えば、これから先の役に立ちます。「欲しい」「やりたい」を並べ優先順位をつけるよう提案してみましょう。

【事例8】 アルバイト応募が招いた犯罪への加担

簡単で高収入なバイトに応募して



くんが卒業生のSNSを見ていたら、先輩の知り合いが投稿した「高額バイト」情報が。連絡してみたら、簡単な仕事で高校生でも

荷物を受け取りに行ったら警察官が



指示された家まで行ったものの、怖くなってうろうろしていたら、警察官に職務質問されたくん。オレオレ詐欺の片棒を担がされていたことがわかり、警察へ

考えてみよう！

SNSに投稿されたアルバイト情報の中には、犯罪の手伝いをさせられるなど、危険なものも潜んでいます。怪しげな情報に騙されないために、気をつけたいことは？

【解説8】 アルバイト応募が招いた犯罪への加担

振り込め詐欺など特殊詐欺の検挙数のうち約3割が少年

警察庁『平成30年における特殊詐欺認知・検挙状況等について』によれば、特殊詐欺での少年の検挙数は、全体の約3割(27.9%)を占める749人で、増加傾向(前年比+269人、+56.0%)にあるとのこと。その4分の3が被害者からお金を受け取る「受け子」。中高生にとっては高額でも、受け子の報酬はだまし盗った金額のごく一部にすぎず、**捕まるリスクが高い使い捨て要員として、都合よく利用される**だけなのです。

中には、自宅を知られ、家族への危害を恐れて抜け出せなくなってしまうケースもあるそうです。**犯罪者となって将来を台無しにするようなことに至らないよう**、報道記事などを事例にして話し合ってみましょう。

ワンポイントアドバイス

「簡単で高収入なバイトなんてない」ことや、「犯罪に巻き込まれれば捕まってしまう」という現実を、しっかり教えることが大切です。

【事例9】 他者の権利を侵害する投稿や視聴

マンガを撮影し動画サイトにアップロード



Kくんは、愛読している人気の連載マンガを撮影して動画サイトに投稿。それをSNSでつぶやくと、多くの人が見、感謝のコメントが来た。

考えてみよう！

テレビ番組、映画、音楽、本、雑誌等を、許可なくネット上にアップロードしたら、どんなことになるでしょう？

著作権法違反で自宅に警察が…



動画サイトの運営側から警告を受けましたが、好評なのでそのまま投稿を続けていたところ、Kくんは著作権法違反容疑で逮捕されました。

【解説9】 他者の権利を侵害する投稿や視聴

身の回りには、著作権や肖像権のあるもので溢れている

動画や写真を投稿するサイトは年齢を問わず人気ですが、**子供たちがさまざまな著作物を無許可でアップロードしてしまい、著作権侵害となる**ケースが生じています。公開だけでなく、違法だと知りながら動画等をダウンロードした場合も（個人で楽しむ範囲でも）、違法として2年以下の懲役又は200万円以下の罰金（またはその両方）を科せられることがあります。また、**自分のSNSでプロフィール欄に有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載するといったことも肖像権等の侵害にあたりうる**ので注意しましょう。無料で使える曲や画像でも、利用の条件をしっかりと読み、ルールに従った使い方をしなければなりません。

ワンポイントアドバイス

海賊版の利用は悪質業者のみを儲けさせ、制作側の収入は大幅減。新たな作品を作れなくなる可能性も伝え、正しい利用を促しましょう。

【事例10】 個人や学校などへの脅迫行為や犯行予告

嫌がらせを呼び掛ける投稿をして



嫌がらせのつもりで、日時・場所を指定し、「友人Lを暴行しよう」とネットの掲示板で呼びかけたMくん。もちろん、実行する気など

投稿者が特定され、地域にも多大な迷惑



投稿を読んだ人が警察に通報し、警察はパトロールすると共に掲示板への書き込みの記録などを調査。Mくんの投稿と判明したことから、自宅に警察が……。

考えてみよう！

うさ晴らしや注目集めを目的に、極端な投稿をする人がいます。もしもそれが、脅迫や犯行予告とみなされたらどうなるでしょう？ 見つけたとき、どうすればいいでしょう？

【解説10】 個人や学校などへの脅迫行為や犯行予告

ネットやSNSなどへの書き込み、軽く考えないように

実行する気などなく、単なる脅しや悪ふざけのつもりだとしても、**脅迫めいた書き込みは、犯罪とみなされる**可能性があります。学校や駅での犯行予告など、地域社会に大きな不安を与える書き込み等も同じです。

軽い気持ちで犯罪まがいの内容を書き込むと、相手を深く傷つけるだけでなく、投稿者自身の大きな傷にもなるのです。ネットの匿名性をうのみにして安易に投稿しがちですが、基本的に、いつどこから書き込まれたのか、誰が書き込んだのか等は特定可能。善悪の判断ができなくなるほど冷静さを欠いた心理状態のときは、スマホやネットから一旦離れて気分転換を試みる……これが一番の安全策です。

ワンポイントアドバイス

脅迫や犯行予告は、悪ふざけではすまされません。匿名であっても追跡できることと発信者の責任について、正しく理解させましょう。

【事例11】 自分で作成したウイルスをネットに公開

試しに作ったウイルスを公開したら



プログラミングが得意なNくん、軽い気持ちで人のパソコンにウイルスを感染させてみたいと考え、ウイルスを自作しサイトにアッ

考えてみよう！

ウイルスを作ったり、公開しダウンロードさせたりすることは犯罪になる場合があります。法律で禁じられている“不正”な行為について、正しく知っていますか？

ウイルス作成等の罪で警察に



技術をほめてくれた人がいて喜んだのもつかの間、警察官が自宅に。不正指令電磁的記録作成等の罪になるということを初めて知りました。

【解説11】 自分で作成したウイルスをネットに公開

プログラミング技術は、みんなに役立つことに使うのが鉄則

プログラマーやエンジニアを目指す人だけでなく、論理的思考力の醸成にも役立つと言われるプログラミングですが、腕試しなどの軽い気持ちで技術を悪用したり、迷惑をかけるような使い方をする中高生もいます。

プログラミングの授業も行われていますが、学校で教わったことを応用する優れた力があっても正しい使い方をしなければ宝の持ち腐れ。罪に問われ、家族に迷惑がかかるだけでなく、(法令違反の事実がネット上に残れば)将来を台無しにしてしまう可能性があります。プログラミングの技術とともに、その技術を自分にも世の中にもプラスに活かせる子になるよう、規範意識を育てることが大切です。

ワンポイントアドバイス

プログラマーやゲームクリエイターは、子供たちのなりたい職業の上位。技術の習得が将来に役立つよう、正しい知識や考え方を育てましょう。

※警視庁の公式サイトに解説されています。<https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kurashi/cyber/law/virus.html>

【事例12】 ワンクリック詐欺やウイルスなどによる不当請求

ウイルス感染しているというメールが届き



「ウイルス感染者に除去ツール配布」というメールを受信したOくん。メールの中のリンクにアクセスし、急いでウイルス除去ツール

パソコンのファイルが暗号化された



すると、Oくんのパソコン内にあるファイルが暗号化されてしまい、「解除して欲しければ、指定の金額を振り込め」という脅迫画面が表示されました。

考えてみよう！

必要な連絡や知人のメッセージという仮面をかぶった迷惑メールは増える一方です。見た目や内容にだまされないためには、どんなことを心がければいいでしょう？

【解説12】 ワンクリック詐欺やウイルスなどによる不当請求

ファイルを人質に身代金を要求するランサムウェア被害も増大

親しい友人を装ったり興味を引く内容でメール内のリンク先へ導くワンクリック詐欺、有名な企業や行政機関あるいは取引先をかたるメールで、添付ファイルやダウンロードサイトに誘導され被害にあうことが多いウイルス。2017年には、**ファイルを暗号化して解除と引き換えに金銭を脅し取ろうとする「ランサム(=身代金)ウェア」**が世界中に広まりました。個人のスマホをウイルスにより遠隔操作し、サイバー犯罪に利用する手口もあります。その他、シャッター音を鳴らして撮影したように見せかけて脅すなど、やり口は多種多様で巧妙化しています。**スマホの被害も多いのでメールなどに細心の注意を払って使い、OSやセキュリティソフトの更新も忘れずに！**

ワンポイントアドバイス

セキュリティソフトの更新手続きを忘れて、ウイルス被害にあうケースも少なくありません。用心と更新はウイルス予防の両輪だと考えましょう。

【事例13】不正アプリやウイルスによる個人情報流出

占いアプリで趣味嗜好を入力し



いつも読んでいる情報サイトに掲載されていた無料の占いにアクセスしてみたPさん。生年月日や趣味嗜好を答えると、占いの結

大量の迷惑メールが届くようになった



その後、Pさんのスマホには続々と広告のメールが届くようになりました。その内容は、Pさんが占いの時に入力した好みに合ったものばかりでした。

考えてみよう！

占いの他、ポイントが獲得できるアンケートなどもあります。入力した情報がどう使われるのか、想像してみましょう。

【解説13】不正アプリやウイルスによる個人情報流出

個人に関する情報へのアクセス許可や入力欄には要注意

アプリやサービスを利用登録をするときなどに、個人に関する情報を求められることもありますが、中には必要ない情報を入力させる悪質なものもあるので要注意。**氏名や住所、年齢、性別、メールアドレスなどが無断で二次使用されたり、業者に売られたりするリスクもあります。**新しいアプリやサービスを利用する際は、評価を確認する、友人に聞く、保護者に見てもらうなど、複数の方法で安全性を確認し、公式ストアを利用しましょう。また、**ダウンロード時に表示される「このアプリにアクセス許可するもの」を確認し、そのアプリに不要な情報へのアクセス許可を求めているなど、少しでも不安があるときはダウンロードを中止するのが賢明です。**

ワンポイントアドバイス

無料のアプリやサービスは、安全なものばかりではありません。個人に関する情報を入力する前にしっかり確認するよう指導しましょう。

【事例14】 悪意あるWi-Fiスポットを利用したことによる情報流出

パスワード不要の無料Wi-Fiスポットで



Qくんは、パスワードもいらず無料でネットに接続できる場所を近所に発見。家の電波が不安定なので、よくその場所に行って

考えてみよう！

Wi-Fiが自由に使える場所が増えていますが、ネットを使いたいという人の思いを利用した悪質なWi-Fiスポットもあります。安全に使うために気をつけたいことは？

通信内容が盗み見られてしまった



そのWi-Fiスポットは、他人の情報を盗むために悪意で設置されたものでした。Qくんの通信内容は、ずっと盗み見られていたのです。

【解説14】 悪意あるWi-Fi スポットを利用したことによる情報流出

ラッキー！が一転、個人情報の流出や悪用の恐れもある

スマホは、携帯電話事業者の回線(3G/4G/LTEなど)だけでなく、Wi-Fiスポットを使ってネットに接続することができます。でも、自宅に無線LAN環境が作れるように、Wi-Fiスポットは誰にでも設置できます。名称、鍵マークやWi-Fiステッカー※等でどのようなWi-Fiスポットであるかを確認しましょう。

スマホやゲームをしたくてパスワード不要の無料Wi-Fiを探す子もありますが、**通信傍受やID・パスワードなどを盗むために設置する人もいる**ことを忘れてはいけません。スマホの**Wi-Fi接続設定が自動になっていると、悪意のWi-Fiスポットにつながってしまう危険もある**ので、設定を見直すことも大切です。

ワンポイントアドバイス

Wi-Fiスポットの中には、悪質なものや安全性の低いものがあることも。外出先で利用するなら、名称や鍵マークの有無等を必ずチェック！

【事例15】 ゲーム上でのやり取りから生じたトラブル

他人にIDとパスワードを教えてしまい



Rくんは、ゲームを有利に進めるアイテムが欲しいのですが、ポイント不足で買えません。そのとき、「ポイントいる？」というメッ

考えてみよう！

文字や音声でやり取りしながら楽しむゲームもいっぱい。だからこそ気をつけたいことを、話し合ってみましょう！

パスワードを変更されゲームを乗っ取られ



ポイントをもらえるならIDとパスワードを教えたら、パスワードが変更されたらしくログインできません。ゲームのアカウントを乗っ取られてしまったのです。

【解説15】 ゲーム上でのやり取りから生じたトラブル

ゲームでのトラブルは高額課金以外にもいろいろ

高額課金を心配する声は多いようですが、ゲーム会社ごとに定めた年齢層に応じた課金の上限設定(例:中学生以下5千円／高校生1万円)や、プリペイドカード等を上手に活用しましょう。また、ゲームやSNSのID・パスワードの悪用による被害への注意喚起も必要です。アカウントを乗っ取られる、ポイントやアイテムを奪われる、クラウド保存した写真を盗み見られるなど、被害はさまざま。親しい人でもID・パスワードを教えてはダメ、他人のID・パスワードでのログイン(不正アクセス禁止法違反)もダメということをしっかり教えましょう。対象年齢に満たない子のトラブルも増えています。どんなに興味を示しても、対象年齢までガマンが大事です。

ワンポイントアドバイス

乗っ取ったIDでその人になりすまし、知り合いをだますようなトラブルも増えています。自分のうっかりが、周囲に迷惑をかけることも忘れずに。

【事例16】旅行中の写真投稿や書き込みによる空き巣被害

旅行先から写真をアップしたら



夏休みに、家族旅行に行ったSさん。仲良しへの暑中見舞いを送る代わりに……と思い、旅先から写真やメッセージを自分のSNSに

自宅が空き巣に荒らされていた



帰ったら、家の中がグチャグチャ！留守にしている間に空き巣に入られてしまったのです。投稿内容から不在が知られてしまい狙われたとのことでした。

考えてみよう！

日常の出来事や楽しい思い出を、仲良しと共有したいと思う人も多くなりました。投稿内容が予想外のトラブルに発展しないために、どんな工夫ができますか？

【解説16】 旅行中の写真投稿や書き込みによる空き巣被害

誰でも読めるSNSへの投稿内容は、犯罪に利用されることも

夏休み、お正月、ゴールデンウィーク……旅行にでかけることも多い長期休暇や連休ですが、リアルタイムでSNSに投稿すれば、「今、自宅は誰もいません！」と留守を公言しているようなもの。メッセージアプリのタイムラインへの投稿も同様、友だち限定にしていなければ誰でも読むことができますので要注意です。

SNSがきっかけの空き巣被害も深刻ですが、「一人で留守番」が憶測できる投稿も危険。何気ない投稿が取り返しのつかない事態を招かないよう、送信前に必ず読み返す習慣をつけましょう。また、非公開設定でも読んだ人のうっかりで人目にさらされることも。誰が読んでもいい内容に留めるのが、一番安全な方法です。

ワンポイントアドバイス

自分の投稿が、悪い事をしようとする人の目に留まることだってある。これを意識できるようになれば、安全確認をする子も増えるはずです。

【事例17】 投稿から個人が特定されたことによる被害

おいしい情報をシェアするつもりが



よく行くショッピングタウンでお気に入りのお店を見つけたTさん。親しい人たちに教えてあげようと、位置情報オフで撮影した写真

考えてみよう！

アップした写真から、撮影場所や生活範囲が知られてしまうことも。事件やトラブルに巻き込まれないために、写真投稿の際に注意しなければならないことは？

知らない人に付きまといわれるようになった



その後、誰かに後をつけられていることに気づきました。引き金は、Tさんが投稿した写真の背景。場所がわかり生活範囲が特定されてしまいました。

【解説17】 投稿から個人が特定されたことによる被害

写真の中の建物や地域の行事でも生活範囲は憶測できる

子供・若者は、SNSなどを利用する際の個人情報の取扱いにルーズな傾向があります。メッセージアプリのタイムラインで、定型の質問に答えながら次の人へと回す「ボタン」をする等、公開範囲設定をしていなければ、直接の友だち以外の人まで読めてしまい、トラブルに発展することもある。そもそも、誰でも見ることができるのがSNSの基本。写真に映り込んだものから、訪れた店や地域など生活範囲が推測できるため注意が必要です。①友人同士でも個人情報は安易に答えない・回さない、②ネットで少し話して登録した友だちは、タイムラインを非公開にする、③非公開で得た情報は勝手に再投稿やスクリーンショットをしない、ことに気をつけましょう。

ワンポイントアドバイス

コミュニケーション系アプリの多くは、読んでもいい人の設定ができます。公開範囲を絞り、共有したい写真を確認することが、何より大切です。

※ネット上にアップした・された情報で困ったら『インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口』もご利用ください<https://www.ihaho.jp/>

【事例18】 自画撮り写真の交換に端を発した脅迫被害

同性のステキな友達だと信じていたのに



好きなアーティストの話題で意気投合した同じ年のUさんと直接やり取りを始めたVさん。やがて、誰にも言えない秘密も打ち明

写真を送ったら態度が急変、脅迫された



Uさんの写真が届き、嫌われたくなくて自分の写真を返信した途端、写真付きで秘密をネットに拡散されたくなければ裸の写真を送れと脅されました。

考えてみよう！

優しい言葉で相手を油断・信用させ、個人情報や写真を手に入れて「ネットにばら撒く」「学校に知らせる」などと脅す。こんな被害にあわないために、できることは？

【解説18】 自画撮り写真の交換に端を発した脅迫被害

言葉巧みに近づく人を、見える情報だけで判別するのは不可能

政府インターネットテレビでは、実際の事件を基にしたドラマ仕立ての動画を公開しています。悪意ある大人の巧妙な手口を、動画で疑似体験できますので、ぜひ参考にしてください。**自画撮り被害児童のほとんどは中高生。仲良くなりたいと思わせて個人情報を出し、写真を送らせて脅す手口の一部始終を、じっくり考えながら視聴し、時間をかけて真剣に話し合ってみましょう。**

ワンポイントアドバイス

「自分だけは大丈夫」と思って注意を怠ることが一番危険！”直接“写真をやり取りしない＆秘密を話さない。これが安全の鍵です。

【事例19】心のよりどころだったSNS 上の知人による誘い出し

ネットで出会った相談相手に会いに行き



※ DMは「ダイレクトメッセージ」。複数の人たちとやり取りする画面を介さず、個人と直接やり取りできるメッセージのこと。

辛いことが続き、SNSにつぶやいていたWさん。気持ちが落ち着くメッセージをくれる人に出会い、DMでやり取りするうちに、会い

考えてみよう！

ネットだけの交流では、顔、姿、気持ち、メッセージ、どれも本物かどうかわかりません。それなのになぜ、ネットで知り合った人を信じたり頼りにしたりしてしまうのでしょうか？

そのまま連絡がつかなくなってしまった



出かけたきり家に帰ってこなくなり、家族が警察に相談。誰にも言わずに会いに行ったことは、WさんのSNSの記録を確認して初めてわかったのです。

【解説19】 心のよりどころだったSNS 上の知人による誘い出し

成長過程で生じる不安定な感情につけこまれる危険

多くの子供がSNSを活用し始めるのが、仲間との関係が大事で、悩みもモヤモヤすることも多い思春期の頃。感情の行き違いはしばしば起こり、辛さやイラ立ち、「大人はわかってくれない！」など、リアルな生活で受けたストレスをネットにぶつけることで自分の気持ちをコントロールしようとする子も少なくありません。

でも、そんな心理状態や判断の甘さを知って、近づいてくる危険な大人もいます。ネットの向こうにいるのが悪い人かもしれないことを知りつつ、リスクよりもそのときの感情を優先しがちな時期。ネットで知り合った人に深入りしないよう「ここまで！」の限界を話し合い、意識して使うことが危険回避の第一歩です。

ワンポイントアドバイス

ネットの向こう側に救いを求めたがる時期。子供の言葉に耳を傾け、気持ちに寄り添い、相談できる関係を保つことが最善の予防策です。

まとめ

- 日ごろよく使うSNSの“プライバシー設定”を行いましょう
- いつも発信しているアカウントには、深刻なこと、プライバシーに関することは、書き込まない
- SNSで話をした人から急にDMが届いたら「ありがとう、あとはSNSで！」と返すなど、DMを断ち切る
- イヤなこと、不安なことで「どうしよう」と迷ったら、すぐ&ハッキリ断る
- しつこく誘われたり脅されたりしても、決して応じず、独りで抱え込まず、身近な大人に相談する
- 正確性が判断できない場合には安易に情報を投稿・拡散しない

～第5章～

書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

インターネットは、今や私たちの生活に欠かせないコミュニケーション手段となっています。インターネットがもたらす恩恵は多い反面、様々なトラブルが起き、それに子どもたちが巻き込まれるケースも増加しています。

本章では、子どもたちが安心して安全にインターネットを利用できるよう、最近のトラブルの事例から、子どもたちへの指導にあたって保護者や教職員などが知っておくべき事項等を解説した事例集を作成しています。各事例についての予防策・対処方法を説明しています。

また、最近では、ユーザーが撮影した動画を手軽に投稿、公開できる動画投稿サイトが人気です。動画投稿サイトに潜む危険性とともにご紹介していきます。

インターネットの特性について理解を深め、ルールやモラルを守って人権を尊重する気持ちを持ってインターネットを利用しましょう。

【事例①】 SNSやプロフなどでのいじめ

SNSやプロフなどで、身のまわりに起きた出来事を発信したり、友達の書いた日記などにコメントを書き込んだりする子どもたちが増えています。

SNSの利用者数は年々増加しており、書き込みがもとになったトラブルも数多く発生しています。

SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）

プロフ：自己紹介（プロフィール）サイト

小学6年生（男子）のAくんは、多くの友達が登録されているSNSで日記を書いています。ある時、Aくんは冗談のつもりで、友達のBくんの悪口をSNS上の日記に書き込みました。Bくんには見られない設定にしていたのですが、他の友達がそれをコピーして書き込みをしたことで、Bくんにもその悪口が伝わりました。

Aくんが書き込んだ内容に怒ったBくんは、**自分の日記にきつい言葉でAくんへの文句を書き込みました。それはSNS上の友達にあっという間に広がりました。**

それを知ったAくんは落ち込んで、学校に行けなくなっていました。



平成23年度 インターネットトラブル事例集 総務省

【解説①】 SNSでの不用意な発言によりトラブルになった事例

軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。友達限定だからと安心して軽い気持ちで書き込んだ悪口が、思わぬ形で広がりトラブルにつながる場合があります。

SNSは、友達などに限定して書き込みを公開することができますが、容易に引用されたりコピーされたりして発信できるため、書き込んだ内容が意図せず拡散してしまうおそれがあります。インターネット上で情報を発信するときは、人のつながりなどを通じて、様々な人に見られる可能性があることを意識して利用しましょう。

【注意点】

1. 相手の気持ちを考える

- ・ 軽い気持ちで書き込んだ言葉でも、相手をひどく傷つけてしまうことがあります。書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

2. インターネットの特性を理解する

- ・ インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まります。特にSNSでは、友達限定で公開しているつもりでも、その友達を通じて自分の知らない人にも伝わる場合があります。
- ・ インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する

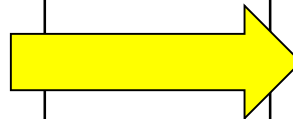
- ・ 書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となる場合があります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。

【事例②】なりすまし投稿による誹謗中傷

SNSや掲示板などで、**他人になりすまして誹謗中傷の書き込みをするなど「なりすまし投稿」によるトラブル**が発生しています。

X校のAくんは、Y校のBくんと仲が良くありませんでした。

ある日、Aくんは、Bくんに嫌がらせをしようと考え、SNS上でBくんになりすまし、「Y校のCが近所のスーパーでゲームソフトを万引きしている！」という嘘の書き込みをしました。



その結果、Cくんは一方的に犯人にまつりあげられてしまいました。しかし、**実際にはCくんは万引きをしたことはありませんでした。**

CくんがBくんに書き込みの内容を問い詰めると、Bくん自身が書き込んだものではないことが分かりました。

さらに調査を進めると、X校のAくんが書いたことが判明し、学校間のトラブルに発展してしまいました。



【解説②】 軽い気持ちで「なりすまし投稿」をして大きなトラブルになった事例

特定の人物になりすまして、インターネット上で身勝手な発言や活動することは、その人物の信用を傷つけ、名誉を著しく傷つけます。**相手の名誉を傷つけた場合は、名誉棄損で訴えられることがあります。**

子どもたちは、サイトに書き込んで誰が書いたか分からないと思っている場合がありますが、悪質な誹謗中傷の場合、警察は、サイトの運営会社（運営者）に協力を依頼し、どのコンピュータから書き込んだのか、誰が書き込んだのか、特定することができます。

【注意点】

1. 相手の気持ちを考える

- ・ 書き込んだ内容を読んで相手がどのような気持ちになるかをよく考え、相手を傷つけるような言葉は使わないようにしましょう。

2. インターネットの特性を理解する

- ・ インターネット上で発信した情報は、多くの人にすぐに広まり、一度公開された情報は完全には消すことができません。
- ・ インターネット上の書き込みは、調べれば書き込んだ人を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する

- ・ 書き込んだ内容が悪質な場合は、犯罪となることがあります。インターネット上に他人の誹謗中傷を書き込んではいけません。

4. トラブルにあったら相談する

- ・ インターネット上でいわれのない誹謗中傷をされた場合は、保護者や教師、スクールカウンセラーなど周りの大人に相談しましょう。

【事例③】動画サイトを用いたいじめ

子どもたちの間で動画サイトの人気が高まっています。子どもでも手軽に動画を投稿することができるため、**いじめの動画を投稿したり、それがきっかけとなって、さらなる悪質な誹謗中傷やいじめが発生**しています。

中学2年生（男子）のAくんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。

ある日、数人のうち1人が、いじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。

その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。

いじめの動画が動画サイトに投稿されると、**それを見た他の生徒から、Aくんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。**

Aくんへのいじめはさらに深刻になり、Aくんは学校に行けなくなってしまいました。



平成23年度 インターネットトラブル事例集 総務省

【解説③】 動画サイトにいじめの動画が投稿された事例

いじめの様子を動画サイトに投稿されたことがきっかけで、いじめにあっている子どもはさらにショックを受けます。また、さらなる誹謗中傷やいじめに発展することがあります。動画サイトにはコメント投稿機能があるため、これを使って誹謗中傷やいじめの書き込みが行われることがあります。

また最近では、動画をアップロードした加害者が特定された上、制裁として個人情報公開されるなどの被害を受ける事例も発生しており、トラブルが拡大する傾向にあります。

【注意点】

1. 相手の気持ちを考える

- ・ 投稿されたいじめの動画を見て、相手がどのような気持ちになるかをよく考えましょう。

2. 動画サイトの特性を理解する

- ・ 投稿された動画は多くの人にすぐに広まり、一度公開された動画は完全には消すことができません。
- ・ 動画サイトへの投稿は、調べれば投稿者を特定することができます。

3. 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解する

- ・ 投稿された動画の内容が悪質である場合は、犯罪となることがあります。インターネット上で他人の誹謗中傷をしてはいけません。

4. トラブルにあったら相談する

- ・ いじめにあった場合やいじめに気づいた場合は、すぐに保護者や教師など周りの大人に相談しましょう。

インターネットトラブル関連サイト

- 総務省 インターネットトラブル事例集

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

- 警察庁 インターネットトラブル

<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>

- 宮崎県警察本部 サイバー犯罪対策室

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/police/hightech/index.html>

- プロバイダ責任制限法

<http://www.isplaw.jp/>

インターネットトラブル関連サイト

- 撃退チェーンメール迷惑相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/>

- 国民生活センター 架空請求の対応

http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/kakuseikyu.html

- 国民生活センター インターネットトラブル

<http://www.kokusen.go.jp/topics/internet.html>

動画投稿サイトに潜む危険①

「You tube」「TikTok」「ニコニコ動画」など、ユーザーが撮影した動画を手軽に投稿、公開できる動画投稿サイトが人気です。しかし、人気のサービスであればあるほど、問題はつきものです。そこに潜む危険についても理解しておかなければなりません。ルールを守り、動画投稿サイトを利用する必要があります。

著作権を守る

動画投稿サイトにおいて当初から問題視されていたのが、著作権を侵害する違法動画が投稿されるという事態です。映画、ドラマ、アニメ、音楽など、人気のコンテンツが“著作権者以外の人物により”次々公開され、誰もが簡単に見られる状態となっているケースがあります。

こうした著作権侵害の行為がおこなわれた場合、多くのサービスでは、管理者もしくは権利者の申し出により違法動画は削除され、公開した人物には警告が発せられることとなります。ただし、警告で済まない場合もあります。つい先日にも、『発売前の雑誌の内容を動画投稿サイトに公開した少年が逮捕される』というニュースが世間をにぎわせました。

どんな理由があろうとも著作権を無視した動画を公開することは違法であり許されるものではない、ということを理解することが必要です。

動画投稿サイトに潜む危険②

プライバシー問題

“カメラ片手に道行く女性に声をかけ、嫌がる様子をそのまま動画投稿サイトに公開した”

こんな事件が話題になったのは、記憶に新しいと思います。一般女性のプライバシーを無視したこの動画を公開した学生たちは、大学を退学となるなど社会的に大きな制裁を受けました。

この事件は、動画投稿サイトにおけるプライバシー侵害の顕著な例となりました。ただ、プライバシー侵害は何もこんな極端な事例だけではありません。**気を付けないとあなたも同じようなトラブルに巻き込まれるかもしれません。**

生放送に関する問題点

著作権に絡む問題やプライバシー侵害ほど事件として顕在化していないものの、同様の危険がはらんでいるといわれているのが動画投稿サイトにおける「生放送」です。

「ニコニコ動画」や「Ustream」など有名動画投稿サイトが提供している「生放送」機能。一昔前までと違ってその敷居も低く、パソコンにカメラとマイクさえ接続してしまえば、誰でも簡単に生放送を行うことができるようになりました（携帯端末を駆使すれば、外部での生放送もできるほど）。

生放送である以上、何かトラブルがあった場合でも、それを編集することはできません。一旦配信されてしまったものは、消すことができないのです。視聴者と未成年者の間で出会い系サイトのような過激なやり取りが行われている、といったケースも見られます。

さらに著作権と関係するところですが、本来なら対価を払うべき有料テレビ番組がそのまま“生放送”され、無料で公開されているという事態も多く発生しています。

YouTube（ユーチューブ）

YouTube（ユーチューブ）とは

- インターネット動画共有サービスのひとつ
- 会員登録することにより、誰でも動画をアップロードすることができ、公開が可能である
- 公開された動画ファイルは、会員登録していない人でも閲覧が可能である
- 会員登録したユーザは、閲覧した動画にコメントすることが可能である

ユーザ（利用者）数

- 2007年6月19日に日本向けにサービス提供を開始。
- 世界のユーザ数は20億人、日本のユーザ数は6200万人となっている。



TikTok(ティックトック)

TikTok(ティックトック) とは

- スマートフォン向け動画共有サービスのひとつ
- 15秒から1分ほどの短い動画を撮影、加工して共有できる。
- 撮影した動画にBGMを組み合わせて編集することで、オリジナルの動画が作成できる
- 15秒の「リップシンク(口パク)動画」です。余計な操作をせずに簡単に投稿できる

ユーザ（利用者）数

- 2016年9月よりサービス提供を開始。
- 世界 累計登録ユーザー：8億人
- 日本 累計会員数：950万人



ニコニコ動画

ニコニコ動画とは

- YouTubeに似た動画共有サービスのひとつ
- YouTubeとの違いは、動画の画面上にコメントを書き込むことが可能な点である
- ニコニコ動画は動画を直接サイトにアップロードするのではなく、他の動画サイトにアップロードされた動画をニコニコ動画にリンクして見るものである

ユーザ（利用者）数

- 登録会員数：7867万人
- プレミアム会員数：163万人



まとめ

トラブル予防・対処のポイント

- 動画サイトの特性を子どもに理解させる。
- 悪質な誹謗中傷やいじめは犯罪となる可能性があることを理解させる。
- 保護者や教師が動画サイトについて知り、子どもの利用状況を確認する。
- 相手の気持ちを考えるように指導する。
- 子どもの心の変化やいじめの兆候に注意を払う。
- トラブルにあったら大人に相談する。

～第6章～
SNSを安全に利用するために

SNSとは

SNSとは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型Webサイトのことでコミュニティサイトの一種です。趣味や嗜好（しこう）、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を築くことを可能にするサービスです。

情報収集ツールとして非常に便利ですが、使い方には独自のルールがあります。ルールを知らないと、マナー違反をしてしまったり個人情報の漏えいなどの危険性があります。

本章では、SNSを楽しく安全に利用するために気をつけたいポイントと、SNSを安全に利用するためのポイントについてご紹介していきます。

LINE（ライン）

LINE（ライン）とは

- アプリケーションをインストールしておけば、通信キャリアや端末を問わず、相手とインターネット電話やチャット（※1）を行うことができる
- 複数人でのグループ通話にも対応
- 通常の電話と異なりパケット通信を利用するインターネット電話であり、パケット通信料の定額サービスなどに加入していれば、電話代を課金されることなく無制限に電話をかけることができる

ユーザ（利用者）数

- 2011年6月23日にサービス提供を開始。
- 8400万人（2020年5月）

スマートフォン所有者のLINE利用率

- 10代のユーザのLINE利用率は79.4%に達している

※1 …インターネットを含むコンピュータネットワーク上のデータ通信回線を利用したリアルタイムコミュニケーションの事。

LINE（ライン）を安全に利用するために

アドレス帳の送信に注意

- LINEは、自分の電話番号や友人の電話番号を含むアドレス帳をLINEのサーバに送り、他の登録者と照合することで、「友だち」や「知り合いかも？」と表示される仕組みである
- アプリインストール時に表示される「アドレス帳を利用する」を選択すると、アドレス帳に登録したすべてのデータがサーバに送信されてしまい、プライベート情報を知られたくない人と「友だち」になってしまうこともあるので注意が必要である

意図しない「友だち」の広がりを防ぐ

- サービス利用中に、意図しない「友だち」の広がりを防ぐためには、アドレス帳に登録した人を自動的に「友だち」に追加する機能（「友だち自動追加」）、相手が自分の電話番号をアドレス帳に登録していると自動的に「友だち」に追加する機能（「友だちへの追加を許可」）をオフにすること
- 初期設定では、いずれの機能も有効になっているため、無効（オフ）にしておく
※「設定」の「プライバシー管理」から設定変更が可能

Facebook（フェイスブック）

Facebook（フェイスブック）とは

- 米国の学生向けコミュニティサイトとして開始されたSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
- 13歳以上であれば無料で参加できる。会員になるには、実名・本人の顔写真・生年月日・勤務先・趣味・出身校といった個人情報の登録が必要となる
- 本名で登録し、顔写真も当たり前のよう公開するため、個人のプライベートな情報を誰かが知ることができる

ユーザ（利用者）数

- 世界 約22億7500万人
- 日本 約2,800万人

Facebookの危険性

● 第三者へのなりすまし

Facebookにアクセスし、出身地、居住地、生年月日などの情報を手に入れた第三者が、あなたに「なりすます」事ができる。また、登録された情報を元にクレジットカードや銀行口座の「秘密の質問」を推測され、悪用される事もある。

● 個人情報の収集

自分でも知らない間に第三者によって個人情報の収集が行われている。運営者からのメールを装って詐欺サイトに誘導、または不正なソフトをダウンロードするように指示があり、結果的にパスワードを第三者に渡してしまったり、PC内にウィルスが感染することによって個人情報を取られてしまう危険があるので注意が必要となる。

Facebook（フェイスブック）を安全に利用するために

第三者のなりすましや個人情報の収集を防ぐ

- 公開設定の見直し

何も設定を行わない状態だと、Facebookの初期設定では公開設定になっている。プライバシー設定より変更が行えるため、公開設定は友人または自分のみとした方が安全である。

- Facebookアプリは利用は控える

Facebookでアプリを利用すると、アクセス許可を求めてくることもあります。許可をするとメールアドレス、電話番号、居住地等登録している情報が渡されるので注意が必要となる。

- 友人登録は慎重に

Facebookでは「友人登録は知っている人のみ」というのが基本原則で、そのようにアナウンスして。中には、スパム目的のみのアカウントもあるため、むやみやたらと許可をすると危険である。もし、そのアカウントが知り合い・友人かもしれないと思った時でもすぐに許可をせず、保留をして確認を取ってからの許可を行うことが安全である。

Twitter (ツイッター)

Twitterとは

- 今していること、感じたことなどを「つぶやき」のような短い文章にして投稿するスタイルのブログサービスのひとつ
- Twitterはメールアドレスなどを登録すれば誰でも無料で利用できる
- 「フォロー」と呼ばれる機能で他のユーザを登録すると、そのユーザの発言を自分のページに表示させることが可能である

Twitter問題

- **位置情報付きツイート**

スマートフォンの急激な利用者増加に伴い、**安易に位置情報付きツイートを投稿してしまうユーザが増加**している。利用者に対し注意喚起を求めるソフトウェアが公開されており、大きな社会問題となっている。

- **迷惑ツイート**

迷惑メール同様、無差別かつ大量に個々のアカウントDMに広告が送信されることがある。

- **デマの拡散**

出所の不確かな情報や、エイプリルフールや虚構新聞などのネタを鵜呑みにしたユーザーによって、**チェーンメールと同様に誤った情報が拡散する**ケースがある。

Instagram（インスタグラム）

Instagram（インスタグラム）とは

- 写真や動画の投稿をメインとしているサービス
「インスタ映え」という言葉が生まれている
- Instagramは匿名で利用できるのも、気軽に投稿できる。
24時間で投稿が自動削除されるストーリーズという機能があり、人気。

ユーザ（利用者）数

- 世界 約10億人
- 日本 約3,300万人

Instagramの危険性

- **DMを介したトラブルが増加**
中高生の利用者が増えたことにより、Instagramを使ったいじめや犯罪被害が増えている。
- **ストーリーズ機能を活用した安易な投稿が増加**
投稿後、24時間で投稿内容が自動削除される機能のため、投稿の敷居が下がっている。そのため、自動削除を過信し、保存されると困るような写真も平気でアップする子どもが出てきています。

SNSに関する事件について

2020年7月：SNSで知り合った女子中学生、ホテルに連れ込む…20歳会社員逮捕

埼玉県警春日部署は24日、東京都東村山市の会社員の男（20）を未成年者誘拐容疑で逮捕した。男は同日朝SNSで知り合った同県春日部市の女子中学生を同市のコンビニエンスストアに呼び出し、さいたま市岩槻区のホテルに連れ込んで誘拐した疑い。

2020年7月：中1少女にみだらな画像を送らせる 36歳男逮捕 愛知県警

オンラインゲームを通じて知り合った当時12歳の中学1年生の少女にみだらな画像を送らせたとして、36歳の男が逮捕されました。容疑者はことし4月、当時12歳の中学1年生の少女にみだらな画像を撮影させ、自分の携帯電話に送信させた児童ポルノ禁止法違反の疑いが持たれています。西村容疑者と少女はおとし、オンラインゲームを通じて知り合い、面識はないということです。

2020年7月：「写真公開するぞ」10代後半少女を脅迫…ホテルでみだらな行為 同手法で何度も会おうと？23歳男再逮捕

SNSで知り合った10代後半の少女を脅迫してみだらな行為をしたとして、23歳の無職の男が再逮捕されました。男は5月にもこの少女を脅迫し無理やり会おうとしたとして逮捕されていました。警察によりますと男と少女は2019年9月ごろ、SNSのTikTok（ティックトック）で知り合い、12月ごろに札幌で初めて会いました。写真はその際に撮影されたものとみられます。

2020年：5月 闇バイトで強盗 高校生逮捕

会社員少年がTwitterで「闇バイト」と称して仲間を募り、高校生ら3人が応じた。4人は強盗傷害容疑などで逮捕。調べに、4人とも容疑を認めているという。民家に強盗に押し入ったとして、警視庁は20日、神奈川県横須賀市の会社員少年（17）と、横浜市の高校生ら16歳少年3人の計4人を強盗傷害容疑などで逮捕したと発表。

2019年2月：中3男子が大麻所持疑い「ネットで購入」 福井

福井県警は5日までに、自宅で大麻を所持したとして、県内に住む中学3年の男子生徒（15）を大麻取締法違反の疑いで逮捕した。県警によると、生徒は「インターネットで大麻を吸引している動画を見て興味を持った。ネットで購入した」と供述。逮捕される数日前に購入し、自宅に届いてから2、3回使ったと説明している。

まとめ

- SNSは他の人と気軽にコミュニケーションを取れる楽しい交流場所ですが、残念ながら、絶対の安全性が保たれているとは言いきれない。
- SNSは多くの人が利用しているため、狙われやすい場所であることは十分に認識しておく必要がある。
- 近年、FacebookやTwitterを悪用し、ユーザーが興味を持ちやすい話題に便乗したメッセージを投稿し、クリックを促すことで不正サイトへ誘導し、詐欺行為や個人情報の窃取を狙うケースが発生している。
- リスクを回避し、安心してソーシャルメディアを利用するためには、それぞれのツールで用いられる機能やルールを把握し、正しい知識を身につけて活用することが重要である。
- 通話機能やメール機能を持たない音楽プレイヤー等でも専用のアプリをインストールすることで通話やメールが可能になることを認識しておく必要がある。

おわりに

おわりに

インターネットは、パソコンや従来型の携帯電話以外にも、スマートフォン、ゲーム機やテレビ等を通じて、世界中の様々な情報を、簡単な操作で手に入れることができます。近年は、学校教育でも利用され、青少年にとって欠かせない道具となっています。

しかし、その一方で、暴力的な表現やアダルト画像など、青少年の健全な成長を著しく阻害する情報にも触れる可能性があります。コミュニティサイトの利用などにより、事件・事故に巻き込まれることもあり、いたずらのつもりでも、安易に犯行予告などを行えば、犯罪の加害者側になることもあります。

インターネット社会の「影」の部分による問題を避けながら、「光」の部分による恩恵を享受するためには、情報社会に起こるさまざまな問題を適切に判断し、児童・生徒一人ひとりが、情報モラルを身につけていくことが重要になります。

用語解説

用語解説

●ユビキタス社会

生活や社会のいたるところにコンピューターが存在し、人間がいつでもどこでもコンピューターにアクセスできる社会のこと。

●不正アクセス

他人のIDやパスワードなどを不正に使用してコンピュータ・ネットワークに無権限で侵入したり、権限を越えて侵入すること。

●なりすまし

不正アクセス形態の一つ。情報システムにアクセスする際に、何らかの手段を用いて他人になりすましてしまうことをいう。

用語解説

●スマートフォン

個人用の携帯コンピュータ機能を併せ持った携帯電話。従来の携帯情報端末(PDA)に携帯電話・通信機能を統合したもの、と表現されることもある。単に高機能というだけでなく、汎用のOSを搭載し、利用者が後からソフトウェアなどを追加できるようになっている機種を指す場合が多い。

●Wi-Fi

無線LAN機器が標準規格であるIEEE 802.11シリーズに準拠していることを示すブランド名。無線LANでインターネットに接続することである。

●Android（アンドロイド）

googleが開発したスマートフォン用のOSのことである。対するiPhoneの基本ソフトはiOSという。

●チャット

インターネットを含むコンピュータネットワーク上のデータ通信回線を利用したリアルタイムコミュニケーションの事。

用語解説

●OS（オーエス）

キーボード入力や画面出力といった入出力機能やディスクやメモリの管理など、多くのアプリケーションソフトから共通して利用される基本的な機能を提供し、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェア。

パソコン向けのOSとして広く利用されているものにはMicrosoft社のWindowsシリーズやApple社のMac OS Xなどがある。

●アプリ

そもそもアプリとは正式にはアプリケーションと呼ばれるもので、ゲームやメール・音楽プレイヤーといったos上で動くソフトウェアのことを意味する。スマホなどに入れて使える様々なソフトウェアのことである。

●クラウドサービス

クラウドサービスとは、一般的には「インターネット経由で提供されるさまざまなサービス」のことを指す。動画、写真、メールなど従来、自分のPCのハードディスクの中に保管していたものをネットワーク上に置き、いつでもどのPCからでも利用できるようにしたもの一般的なクラウドサービスである。